

令和4年度

包括外部監査結果報告書

公共施設等総合管理計画について

金沢市包括外部監査人

公認会計士 山田 文禎

金沢市議会議長 宮崎 雅人 様
金 沢 市 長 村山 卓 様
金沢市監査委員 西尾 昭浩 様
金沢市監査委員 中村 哲郎 様
金沢市監査委員 久保 洋子 様
金沢市監査委員 秋島 太 様

令和5年3月29日
金沢市包括外部監査人
山田 文禎

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に定める、令和 4 年 4 月 1 日付の金沢市との包括外部監査契約に基づき実施した監査の結果について、同法第 252 条の 37 第 5 項の規定により、別紙のとおり報告します。

目 次

第1 外部監査の概要	3
1 外部監査の種類	3
2 選定した特定の事件（テーマ）	3
3 特定の事件（テーマ）を選定した理由	3
4 外部監査の方法	3
5 外部監査の対象期間	3
6 外部監査の実施期間	4
7 監査人補助者	4
8 利害関係	4
9 監査の結果と意見	4
10 その他	4
第2 監査対象の概要	5
1 金沢市における公共施設等総合管理の概要	5
2 公共施設の現況と将来見通し	5
3 監査対象事業の選択方針	7
第3 外部監査の結果	8
第1章 総論	8
1 施設の管理体制	8
2 基本方針の遵守	10
第2章 各施設の監査結果	14
1 教育総務課所管施設	14
2 市営住宅課所管施設	26
3 総務課所管施設	32
4 学校教育センター所管施設	41
5 健康政策課所管施設	45
6 子育て支援課所管施設	49
7 保育幼稚園課所管施設	53
8 歩ける環境推進課所管施設	56
9 スポーツ振興課所管施設	59
10 青少年健全育成センター所管施設	65
11 生涯学習課所管施設	69
12 福祉政策課所管施設	76
13 文化政策課所管施設	84

14	文化財保護課所管施設.....	101
15	普通財産.....	104

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（テーマ）

公共施設等総合管理計画について

3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

高度経済成長期以降に集中して整備された公共施設は、老朽化により改修や更新の時期を一斉に迎え、財政需要の増加が見込まれる。

そうした中で、平成29年3月に全ての公共施設を対象に策定した「金沢市公共施設等総合管理計画」が、5年毎の時点修正を行う時期に来ている。

また、人口減少社会・超高齢社会の進展に伴い、利用方法の変化や新たな市民ニーズへの対応が必要となるなど、公共施設を取り巻く環境は大きく変化している。

このような状況を鑑み、公共施設等総合管理計画に係る事務を精査し、適正かつ効果的に行われているかどうかについて検証することは、有益であると考え選定した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の視点

監査の視点は以下のとおりである。

- ① 財務事務の執行が関係する法令・条例等に基づいて適正に行われているか。
- ② 契約（請負、委託）に係る事務が適正に行われているか。
- ③ 事務事業の執行が適正かつ効果的・効率的に行われているか。
- ④ 中長期的な視野で適切かつ持続可能な管理・運営がされているか。

(2) 主な監査手続

主な監査手続は以下のとおりである。

- ① 担当課の組織、人員、財務等の概要について、担当課への質問及び関連文書の閲覧を実施した。
- ② 財務事務の執行について、公共施設等総合管理計画の進捗状況に留意しつつ、担当課への質問及び関連する帳簿、証拠資料等の関連文書の閲覧を実施した。
- ③ 監査対象施設の現況を把握するため、現地視察を実施した。
- ④ 監査対象施設の活用状況を把握するため、市への報告や利用者への施設情報提供などを確認した。

5 外部監査の対象期間

監査は、原則として令和3年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び令和4年度の一部についても監査の対象とした。

6 外部監査の実施期間

令和4年7月12日から令和5年3月15日まで

7 監査人補助者

深澤 智士（公認会計士）

大屋 貴裕（税理士）

浅井 真喜（税理士）

8 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の結果と意見

監査の結果については、合規性、効率性等の観点から、是正が必要と思われるものについては【指摘事項】、組織及び運営の合理化等に資するものについては【意見】と記載した。

10 その他

報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも、端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

1 金沢市における公共施設等総合管理の概要

(1) 概要

金沢市は、市民サービスの向上と多様な行政需要に対応するため、公共施設の積極的な整備に努めてきた。その背景として高度経済成長期における人口増加や、昭和40年代後半の第2次ベビーブーム世代の年齢の進行がある。今後、この時期に整備された公共施設は、次々と改修や更新時期が到来し、それに伴う財政需要の増加が見込まれる。また、人口の減少や少子高齢化の進展に伴って、施設利用の変化、新たな市民ニーズへの対応が必要となり、公共施設を取り巻く環境は変革期を迎えている。

国は公共施設の老朽化対策として、平成25年、「インフラ長寿命化基本計画」を定め、平成26年には、さらに全国各地地方公共団体に対して、老朽化対策の行動（強化）計画となる「公共施設等総合管理計画」の策定を要請した。

金沢市は、国の要請を受けて市営住宅等の長寿命化計画や市有施設等のストックマネジメント計画を策定し、平成29年には、公共建築物とインフラ施設を合わせた全ての公共施設を対象とする金沢市公共施設等総合管理計画を策定した。さらに平成30年には、公共施設等総合管理計画を財政需要の平準化を図るために改訂した。

公共施設等総合管理計画は、すでに策定した長寿命化計画及び今後策定する施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の上位に位置付けられることから、公共施設等総合管理計画を推進する具体的な取り組みは、個別施設計画の中で進められる。

(2) 金沢市の人口世帯状況

金沢市の人口は、平成27年国勢調査によれば、約46万5千人、約19万9千世帯であった。人口動態の推移を見ると、自然動態は減少傾向にある反面、社会動態は増加傾向であり、自然動態の減少を社会動態の増加が補う状況である。高齢人口比率は、過去2回の国勢調査と比較し、急激に上昇する一方、15歳未満の年少人口及び15歳以上65歳未満の生産年齢人口は減少傾向にあり、約4人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎えている。また、1世帯当たりの人員は2.3人と過去最低となっており、今後も核家族化や少子化、高齢者の単身世帯の増加により、1世帯当たりの人員は減少すると想定される。

世帯の地理的な分布は、市が保有する公共施設の活用に影響を与える。そのため、公共施設等総合管理計画を推進するためには、まちなか、市街地、住宅地、中山間地域毎に人口動態をシミュレーションすることが求められる。

2 公共施設の現況と将来見通し

(1) 公共建築物の現況

平成27年時点で、市が保有する公共建築物は、教育施設や市営住宅のほか、市民利用施設、庁舎・防災施設など、合計で936施設、延床面積は約169万㎡である。

公共建築物全体に占める割合は、教育施設（39.0%）が最も多く、次に市営住宅（15.0%）と合わせ、全体の約54%となっている。

建築後 30 年を経過した施設は、経年劣化による大規模改修が必要とされ、平成 27 年時点で、その延床面積の割合は全体の約 57%を占めた。更新等を行わないと仮定した場合、10 年後には、全体の約 79%を占め、今後多くの施設で大規模改修や建替の時期を迎えることが予想される。

(2) インフラ施設の現況

平成 27 年、市が保有するインフラ施設は、道路 2,168 キロメートル、橋梁 15.8 キロメートル、河川 62.0 キロメートル、公園 816 箇所、上下水道管路 740 キロメートルである。

橋梁の年度別整備状況は、建設後 60 年経過が全体の約 4%、さらに 10 年後には約 12%に増加し、下水道管は、建設後 50 年経過が約 0%、さらに 10 年後には約 9%、上水道管は、建設後 40 年経過が約 37%、10 年後には約 54%と予測されている。

(3) 改修・更新費用の推計

市が保有する公共施設を、今後も同規模で 2060 年まで保有し続けた場合の改修・更新費用は、総務省が推奨する更新費用試算ソフトでは、総額 8,310 億円、年平均で 189 億円となる。

当該金額は、平成 24 年度から平成 26 年度決算における改修・更新費用の平均実績 88 億円の約 2.1 倍であり、更新時期が集中する 2040 年代には、最大で年 278 億円が見込まれる。これに対する一般財源の所要額は、総額で 3,160 億円、年平均で 72 億円が見込まれる。

ただし、この見込みは、延床面積に同等施設の建設単価を乗じるなどの試算であり、個々の施設の老朽化の度合いや利用計画等を反映してはいない。

市は試算結果を踏まえ、平成 30 年に公共施設等総合管理計画において、財政需要の平準化を図り、年平均 144 億円の目標を設定している。

(4) 課題の整理と取組の方向性

① 施設の老朽化への対応

大規模改修が必要とされる建築後 30 年を経過した公共建築物が全体の約 6 割と、今後も更にその割合が増加する。その対応として定期点検や日常点検の確実な実施とその結果を踏まえた予防保全型の管理を推進し、耐震化やユニバーサルデザイン化を図ることで施設の安全性を確保する。

② 厳しい財政状況への対応

市の人口は 2020 年の 46.5 万人をピークに減少し、かつ生産年齢人口の減少に伴い、市税収入の大幅な増加が見込めない。その対応として、施設の長寿命化を着実に推進し、人口や世代構成の変動等を踏まえた施設保有量の最適化を図る。

③ 多額の改修・更新費用への対応

中長期的に多額に費用を要する。その対応として市の中期財政計画に所要額を盛り込み事業の年間調整等により費用の平準化を図る。

④ 全庁的な推進体制構築への対応

公共施設の管理は、各施設の所管課が責任を負う。さらに計画的な管理のため、全庁的な体制で計画の進捗や施設情報等の把握に努める。

(5) 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

中長期的な視点で計画を推進するために、確認すべき方針は、①施設の適正管理に取り組む、②安全安心を確保する、③将来コストの軽減を図る、④公共施設マネジメントと中期財政計画を連動させる、⑤推進体制の確立と情報の適正管理に取り組む、⑥計画のフォローアップを行うの 6 つである。

3 監査対象事業の選択方針

(1) 監査対象施設

今回の監査は、公共建築物で建設後 50 年以上を経過したものを対象とした。
建築後、半世紀が経過した施設の老朽化対応を検討した。

施設区分（大分類）	施設数
スポーツ施設（市民利用施設）	3
その他施設（庁舎・防災施設）	3
教育施設	27
研修施設等（市民利用施設）	2
公園施設（都市基盤施設）	1
市営住宅	4
児童福祉施設（市民利用施設）	6
社会福祉施設（市民利用施設）	6
生涯学習施設（市民利用施設）	9
庁舎施設（庁舎・防災施設）	2
文化観光施設（市民利用施設）	6
防災施設（庁舎・防災施設）	1
総計	70

(2) 担当課別

所管課	施設数
スポーツ振興課	2
教育総務課	28
学校教育センター	2
市営住宅課	4
健康政策課	1
子育て支援課	2
保育幼稚園課	3
商工業振興課	1
障害福祉課	1
生涯学習課	3
総務課	10
青少年健全育成センター	1
福祉政策課	3
文化財保護課	1
文化政策課	7
歩ける環境推進課	1
総計	70

第3 外部監査の結果

第1章 総論

1 施設の管理体制

監査においては、以下の諸観点から施設の管理体制が適正に運営されているかを確認した。

(1) 公共施設等マネジメント推進プロジェクトの運営

市は保全の推進にあたり、施設所管課、財政課、公共施設等総合管理計画所管課（総務課）、営繕課が連携し、各々の役割を遂行し、施設情報の一元管理と長寿命化計画作成をサポートする「金沢市市有施設情報管理システム」（以下、「本システム」という。）を導入している。

各課の役割は以下のとおりである。

- ① 公共施設等総合管理計画所管課（総務課）の役割は、公共施設等総合管理計画の総合的な管理、調整、計画の策定・進捗管理である。その業務は、公共建築物の管理に係る調整（主に営繕課や財政面での財政課との調整）である。
- ② 営繕課の役割は、本システムの管理、12条劣化点検（建物で法令により定められた定期点検）、点検結果の確認（劣化状態の再確認）、長寿命化計画作成、ストックマネジメント計画の運用、見直し、予算設計、工事設計、監理、技術的サポートと改修に関する相談窓口である。その業務は、本システムへの入力、長寿命化計画策定と技術的サポートの提供のための施設所管課との調整、法令の適用についての所管課との調整である。
- ③ 施設所管課の役割は、施設の基本情報管理、予算要求、執行、日常点検、各種法定点検と点検、工事履歴の管理である。その業務は、本システムへの入力、長寿命化計画策定と技術的サポートを受けるため営繕課、財源に関しては財政課、及び法令に係る各所管課との調整である。
- ④ 財政課の役割は、中期財政計画に公共施設等総合管理計画通り改修・更新費用を盛り込み、予算の平準化を図ることである。

市は実効性を高めるために、『公共施設等マネジメント推進プロジェクト設置要綱』を制定し、同要綱において同プロジェクトの総務課長を座長とする総務課等17課の長で構成される組織（公共施設マネジメント推進プロジェクトチーム。以下、「プロジェクトチーム」という。）を立ち上げた。

そこでの検討事項は、㊦公共施設等総合管理計画の策定に伴う公共施設等の情報収集等に関する事項、㊧金沢市市有施設ストックマネジメント計画、長寿命化計画及び本システムの運用に関する事項及び㊨公共施設等の適正かつ効率的な管理に関する事項である。なお、㊦には、公共施設等総合管理計画の進捗状況の把握が含まれる。

プロジェクトチームは、将来コストの軽減を図り、施設の改修・更新を着実に実施することを目的に、個別施設毎の具体的な方針や取組方策を定めた長寿命化計画の60年表に基づき、各施設の予算や、改修等の執行状況などの進捗状況を把握し、毎年計画を見直している。また、プロジェクトチームは、インフラ施設の各長寿命化計画を含めた全体の規模を確認し、144億円／年となるよう管理している。

(2) プロジェクトチームの活動

プロジェクトチームの全体連絡調整を実施した記録は、以下のとおりである。

	日時	場所	議題
平成 27 年 第 1 回	平成 27 年 6 月 10 日 15:00～16:00	市役所 2 階 202 会議室	1. 公共施設等マネジメントの推進体制 2. 公共施設等総合管理計画
平成 28 年 第 1 回	平成 28 年 5 月 27 日 14:00～15:00	市役所 7 階 第 1 委員会室	1. 公共施設等総合管理計画の策定 2. 公共施設の現況と将来見通し 3. 今後のスケジュール
第 2 回	平成 28 年 9 月 5 日 11:00～12:00	市役所 3 階 301 会議室	1. 公共施設総合管理計画の策定 2. インフラ所管課における個別施設計画（長寿命化計画）の策定予定 3. 施設類型別の取組方針等の作成
第 3 回	平成 28 年 11 月 11 日 10:00～11:00	市役所 2 階 202 会議室	1. 公共施設全体にかかる基本的な方針等 2. 各課所管公共建築物の管理等の基本的な方針 3. 次年度以降の個別施設計画（長寿命化計画）の策定

※平成 29 年度以降は、全体の連絡調整会議は開催されておらず、個別に協議を実施している。

（3）金沢市市有施設情報管理システム

本システムは、市有施設を適正管理するためのサポートシステムであり、営繕課が運用している。本システムの基本機能は、①施設や棟などの基本情報管理、②施設の位置情報の管理、③点検・工事履歴情報の管理、④長寿命化計画作成の支援を行う計画情報管理で構成され、各機能の具体的な内容は以下のとおりである。

- ① 基本情報管理は、施設、棟、設備単位で各情報の入力、更新、検索、閲覧を可能とする。その項目は、施設情報として、施設分類（A-1：長寿命化計画対象施設、A-2：市単独で長寿命化計画が立案できない施設、A-3：長寿命化計画対象外施設）、施設設置根拠法令、施設設置目的、主な利用者、施設運営体制、施設運営概要、施設ホームページ、耐震促進法の有無、棟情報、管理区分（利用中、売却、譲渡、除却など）耐震状況、耐震診断実施年度、耐震計画状況などである。
- ② 位置情報管理は、指定した施設の位置、分布を地図上表示する。
- ③ 点検・工事履歴情報管理は、点検、保全工事の履歴で情報の入力、更新、検索、閲覧が可能であり、点検結果一覧を出力し、12 条劣化点検結果シートを取り込む。
- ④ 計画情報管理は、改修優先度判定指標管理、部位情報管理、長期改修計画管理、中期・短期改修計画管理に分類される。

①～④のうち、④計画情報管理の運用状況を確認したところ、特定の施設の（金沢市市民野球場、陸上競技場、金沢市額谷ふれあい体育館、松寿荘、鶴寿荘、金沢市教育プラザ富樫、玉川図書館、泉野図書館、第一本庁舎、駅西福祉健康センター）、特定の時点の（平成 28 年度）利用状況人数と将来需要予測（増加、横ばい）に基づき、耐用年数を前倒しする補正を実施している状況であった。

本システムでは、施設設置目的、主な利用者（地域住民、地域児童、一般市民等）、施設運営体制（市直営、指定管理、外注委託、混合等）、施設運営概要、施設ホームページと入力項目は用意されているものの、活用されていない。基本情報管理での入力項目は、将来の施設活用を検討する

ための基礎資料ともなるため、実態を把握し入力すべきものである。

一方で、不必要に思われる入力項目もあることから、運用の労力と実際の活用を考慮しつつ、必要な情報を精査し、システムのスリム化を検討することが望ましい。

【意見】

金沢市市有施設情報管理システムは、関連する情報を一元化する目的は理解できるが、不必要に思われる入力項目もあることから、必要な情報を精査することでシステムのスリム化を検討することが望ましい。

(4) 研修会の実施

公共施設等マネジメントに関して、プロジェクトチームによる研修会等の開催はなされておらず、予定等もない。研修会の未開催に関しては、随時、個別に関係課の担当者との協議の場を設け、課題や情報共有を図っているとのことであった。

関係職員を対象とした研修会は、全庁的な公共施設マネジメントの推進に必須である。関係職員の配置転換が頻繁な市役所の実情を考慮すると、担当者との協議をもって実務研修とすることは無理がある。

今回、監査対象施設の視察において修繕を要すると思われる箇所が散見された。日常点検が実効性のあるものとなっていないためである。施設管理を行う職員には、市有施設日常点検の手引きの配布だけでなく、より分かりやすい日常的な施設の点検のための研修が必要である。

また、施設の利用状況によっては、施設を運営する者だけでなく、利用する関係者から、施設状況を確認し、詳細な現状を把握することも必要である。

【意見】

日常的な施設点検の研修会を開催し、専門家ではない職員でも施設の点検が行えるようにする必要がある。

2 基本方針の遵守

監査において、以下の観点から基本方針が遵守されているかを確認した。

(1) 点検の実施

法定点検は、営繕課で一括実施、建築内容は3年に一度、設備内容は毎年実施されていた。

日常点検は、各施設所管課が実施、不具合等の点検結果を営繕課へ報告している。

各施設別の詳細な点検等実施の監査結果については、第2章各論において報告を行う。

(2) 情報収集体制

市民や町会、事業所等からの通報・要望情報を収集し、各所管課のシステムで管理し、点検・巡回体制に活かしている。

令和3年度の通報・要望の実績は、緑と花の課（公園）で3,163件、道路管理課で6,150件、内水整備課で614件であった。

(3) 技術の導入

営繕課と道路管理課では、より簡易で信頼性に優れた点検等技術の導入に関して、国土交通省の技術的助言を受けて、点検時において最良の方法を採用している。

具体的な導入事例及び予定としては以下のものがある。

令和3年度から	橋長5m未満のコンクリート橋の橋梁点検時に、国土交通省の新技术情報提供システム (NETIS) に登録されている AI 橋梁診断支援システムを活用し、診断作業の効率化及び診断結果の品質向上、費用縮減を図っている
令和4年度から	外壁点検調査時の高所部分において、赤外線による探査調査を採用
令和5年度から	大規模な足場を掛けての調査が必要な箇所などには、赤外線ドローンの活用を予定

(4) メンテナンスサイクル

市は市有施設を対象に、建築基準法第12条による点検で劣化診断を実施し、ストックマネジメント計画、部位の改修周期を記載することをもってメンテナンスサイクルを取り入れている。予防保全の観点から、計画的に改修を行うことにより、施設の長寿命化と更新時期の平準化を行うことを目的に長寿命化計画を作成している。

市有施設のメンテナンス（保全）は、①維持保全、②改良保全、③維持管理の3つに分類しており、各分類内容は以下のとおりである。

- ① 維持保全は、定期的に行う点検や建築物等の不具合・故障が現れた後に改修工事を行う事後保全と、改修周期を定め計画的に改修工事を行う予防保全に分類される。事後保全は、日常点検や法定点検のほか適宜保全型工事等を行い、予防保全は、劣化診断や計画予防保全型工事を行うものである。
- ② 改良保全は、施設に必要な機能向上工事（用途変更・大規模な模様替、耐震補強工事、バリアフリー改善工事、省エネルギー対応工事）や法定対応工事を行うものである。
- ③ 維持管理は、掃除・害虫駆除、運転監視、保安警備、植栽管理を行うものである。

(5) 施設のユニバーサルデザイン化

市は、令和3年3月に、ノーマライゼーションプラン金沢2021（障害福祉課）を策定した。

当該プランは市有施設のユニバーサルデザイン化として、「新たに建設する施設はもちろんのこと、既存の施設についても、段差の解消や危険防止、エレベーターの設置、多目的トイレにおけるオストメイト対応機器・おむつ替えシートの設置、視覚障害者誘導用ブロック・音声案内・電光掲示板など改善が可能で、緊急性の高いものから順次改修を行っていきます。」との記載がある。

なお、施設類型ごとの管理に関する基本方針とその達成状況は、以下のとおりである。

	基本方針	基本方針の達成指標
教育施設	ユニバーサルデザイン化など計画的に実施します	(教育総務課回答) ・トイレ洋式化率 平成29年4月 31.1% 令和4年4月 44.5% 令和5年4月 56.5% (見込) ・エレベーター設置実績

		<p>平成 29 年 金石中学校（改修）</p> <p>平成 30 年 北鳴中学校（改修）</p> <p>令和元年 森山町小学校（改築）</p> <p>令和 3 年 中央小学校、犀桜小学校（いずれも新築）</p> <p>令和 4 年 朝霧台小学校（新築）、長町中学校（改修）</p> <p>令和 5 年 中央小学校芳齋分校（改築）</p>
市営住宅	<p>バリアフリー改修や緊急通報装置の設置、浴室の整備など、高齢者対応も含めて居住性の向上に努めます</p>	<p>（市営住宅課回答）</p> <p>平成 30 年 緑住宅の新築 1 棟 （共用部の段差解消、エレベーターの設置、緊急通報装置の設置、浴室の整備、手すり・手すり下地の設置）</p> <p>令和 3 年 緑住宅の新築 1 棟</p> <p>平成 29 年から令和 4 年 バリアフリー化改善 緑住宅 43 戸 （達成度 89% 306 戸/344 戸）</p> <p>平成 29 年から令和 4 年 浴室改善 緑住宅ほか 59 戸 （達成度 64% 142 戸/222 戸）</p> <p>令和元年 全面的改善（緊急通報装置の設置、浴室の整備、手すり・手すり下地の設置） 光が丘住宅 14 戸 （達成度 41% 65 戸/157 戸）</p>
庁舎・防災施設 他	<p>高齢者や障害のある方をはじめ、不特定多数の市民等が利用する施設については、耐震改修と大規模改修との同時施行も検討しながら、段差の解消やスロープ・手すりの設置などユニバーサルデザイン化、トイレ環境の向上、環境に配慮した設備機器の導入等に努めます</p>	<p>（総務課回答）</p> <p>第二本庁舎の新築の際には、ユニバーサルデザイン化された各設備を導入した</p> <p>また、既存施設である第一本庁舎では、トイレの洋式化、点字ブロックの拡充を実施するとともに、議場の改修に併せ多目的トイレにオストメイト対応機器や音声案内設備を設置した</p> <p>（スポーツ振興課）</p> <p>【トイレの洋式化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館（令和元年、令和 2 年度） ・市民野球場（令和 2 年度）内部改修工事の中で実施 ・中央市民体育館（平成 30 年度）内部改修工事の中で実施 ・浅野川市民体育館（平成 29 年度）内部改修工事の中で実施 <p>今後も内部改修工事等にあわせて実施していく予定</p>

(6) 地球環境の保全

市は、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー機器の設置、施設の緑化に関し、令和3年3月に金沢市地球温暖化対策実行計画（環境政策課）を、令和3年4月に金沢市役所ゼロカーボン推進計画2021（環境政策課）を、平成31年3月に金沢市緑のまちづくり計画（緑と花の課）を策定した。また、公共施設脱炭素化に特化したガイドラインとして、令和4年3月に市有施設低炭素化指針を策定した。施設の再整備等の際に、これらの計画・指針に基づき実施することとしている。ESCO事業（省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業）による防犯灯のLED化により、年間消費電力量を44%削減（令和3年度対平成28年度比）するなど脱炭素化事業を進めている。

(7) 施設保有量の最適化

施設保有量の最適化のため、利用・運営の状況、社会情勢の変化をどのように検証しているのかを確認した。各施設の利用・運営の状況の把握については、施設の所管課が担当である。

学校施設は、概ね12から24学級を適正規模とし、児童生徒数の推移を把握し、また保護者、地域住民等との協議を行い、地域の実情等について把握し、通学区域の再編や統合により学校規模の適正化を図ってきている。

学校以外の他の施設は、各論に記載のとおり、施設により利用・運営状況の把握にばらつきがある。貸付を行っている普通財産等は、活動報告書の提出を求めているため、正確な利用者数等を把握していない。これらの施設は、地域住民からの要望を受けた用途や、選挙の投票所、防災拠点施設等として必要な施設であり、利用回数や利用人数等を把握する必要性はないとの考えによるものである。

(8) 施設の有効活用

当面活用が見込めない財産については、民間等への売却、空き床や低利用地、統合・廃止等に伴う跡地の有効活用が検討されている。市は毎年、総務課から各施設所管課あてに未利用地等の照会を行い、民間等へ売却している。

この判断は、施設を所管している部署の判断に加えて、跡地の活用についてはまちづくりの観点から庁内関係部局で協議し、市有財産としての利用の可否も検討して判断を行っている。

直近3年間の未利用地等の照会実績、民間等への売却実績は、以下のとおりである。

	普通財産		法定外公共物	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和元年	7	47,906	29	14,957
令和2年	10	164,476	27	21,677
令和3年	5	187,846	21	16,211

令和3年において、まちづくりの観点から庁内関係部局で協議した実例は、統合により廃校となった旧野町小学校を、金沢未来のまち創造館、野町公民館として再整備を行ったものである。

第2章 各施設の監査結果

1 教育総務課所管施設

(概要)

市は、令和4年度において、金沢市立学校として、小学校 54 校、中学校 25 校、高等学校1校、給食調理施設 13 施設を設置している。本監査では、建築後 50 年を経過したものを対象としているため、以下の 20 の施設を対象とした。いずれも運営主体は金沢市、設置目的は教育施設、小中学校については、設置根拠は金沢市学校設置条例、設置事業内容は義務教育、給食調理施設の設置根拠は金沢市学校給食共同調理場設置条例、設置事業内容は学校給食である。

施設名称：市立小学校・中学校

施設区分：教育施設

(1) 概況

施設名称	所在地	建設年	経過年数	耐用年数 ※1	残存年数 ※2	建物取得費 (百万円)	建物延床面積 (㎡)	主たる構造
小坂小学校	小坂町中	1959	63	65	2	692	7,782	鉄筋コンクリート造
緑小学校	みどり1	1963	59	65	6	387	8,060	鉄筋コンクリート造
三馬小学校	久安6	1966	56	65	9	83	7,992	鉄筋コンクリート造
富樫小学校	山科3	1966	56	65	9	不明	不明	鉄筋コンクリート造
兼六小学校	兼六元町7	1967	55	65	10	339	7,219	鉄筋コンクリート造
米丸小学校	東力町二	1969	53	65	12	861	8,611	鉄筋コンクリート造
額小学校	額乙丸町イ	1969	53	65	12	139	7,250	鉄筋コンクリート造
大野町小学校	大野町1	1969	53	65	12	186	3,642	鉄筋コンクリート造
十一屋小学校	十一屋町3	1970	52	65	13	45	7,892	鉄筋コンクリート造
森本小学校	南森本町イ	1971	51	65	14	389	7,087	鉄筋コンクリート造
粟崎小学校	粟崎町八	1972	50	65	15	277	5,953	鉄筋コンクリート造
大徳小学校	松村6	1972	50	82	15	433	9,109	鉄筋コンクリート造
南小立野小学校	涌波2	1972	50	82	15	229	6,473	鉄筋コンクリート造
浅野町小学校	京町35	1973	49	82	33	331	5,733	鉄筋コンクリート造
城南中学校	城南1	1958	64	65	1	634	8,771	鉄筋コンクリート造
兼六中学校	田井町12	1961	61	65	4	597	11,342	鉄筋コンクリート造
西南部中学校	新保本1	1965	57	65	8	805	11,191	鉄筋コンクリート造
紫錦台中学校	飛梅町3	1967	55	65	10	933	8,622	鉄筋コンクリート造
額中学校	額乙丸町イ	1971	51	65	14	394	10,237	鉄筋コンクリート造
野田中学校	若草町1	1972	50	82	32	1269	12,058	鉄筋コンクリート造
粟崎共同調理場	粟崎町を	1972	50	65	15	319	319	鉄筋コンクリート造

※1 「金沢市市有施設ストックマネジメント計画」で設定した構造躯体の耐用年数。

小坂小、城南中、兼六中は大規模改修後に耐用年数が47年から65年に変更された。

※2 令和4年(2022年)における※1の耐用年数に対する残存期間。

※3 建設年は最古の建物の建設年を採用している。

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	増減傾向
小坂小学校	686	726	717	704	702	横這い
緑小学校	676	667	642	635	606	減少傾向
三馬小学校	704	681	664	611	573	減少傾向
富樫小学校	428	419	411	390	381	減少傾向
兼六小学校	425	436	432	434	428	横這い
米丸小学校	746	761	788	825	860	増加傾向
額小学校	429	416	409	408	432	横這い
大野町小学校	152	154	151	149	151	横這い
十一屋小学校	404	384	350	336	313	減少傾向
森本小学校	600	595	602	592	592	横這い
栗崎小学校	427	411	380	351	337	減少傾向
浅野町小学校	277	283	288	286	297	横這い
大徳小学校	869	852	800	806	768	減少傾向
南小立野小学校	546	565	570	600	598	増加傾向
城南中学校	306	294	279	271	314	横這い
兼六中学校	744	734	722	745	773	横這い
西南部中学校	859	843	816	825	823	横這い
紫錦台中学校	418	395	417	440	458	横這い
額中学校	565	576	549	574	537	横這い
野田中学校	658	648	620	617	633	横這い

② 過去5年間の施設に係る修繕費と工事請負費の決算額

【修繕費】

(千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	5 年間合計
小坂小学校	1,657	3,392	4,691	5,311	4,950	20,001
緑小学校	1,139	4,938	1,974	4,240	5,131	17,422
三馬小学校	1,906	3,972	7,671	9,551	3,853	26,953
富樫小学校	1,502	4,182	4,502	3,295	2,601	16,082
兼六小学校	622	2,148	2,286	2,204	6,303	13,563
米丸小学校	1,464	2,527	3,133	4,593	5,485	17,202
額小学校	1,589	6,573	3,660	9,332	6,102	27,256
大野町小学校	1,784	3,121	1,921	925	1,823	9,574
十一屋小学校	2,503	3,771	4,547	2,833	4,964	18,618
森本小学校	2,292	2,676	2,761	5,249	7,678	20,656

栗崎小学校	2,926	3,392	3,276	3,001	8,540	21,135
浅野町小学校	1,340	374	2,085	7,005	2,945	13,749
大徳小学校	2,706	2,520	9,045	9,042	4,452	27,765
南小立野小学校	2,135	1,549	2,759	3,087	1,782	11,312
城南中学校	1,241	2,715	3,140	3,638	3,410	14,144
兼六中学校	3,764	3,440	4,258	3,762	4,959	20,183
西南部中学校	4,313	5,718	4,122	5,392	4,127	23,672
紫錦台中学校	2,363	1,015	2,838	2,407	5,102	13,725
額中学校	3,844	5,015	4,128	6,974	5,979	25,940
野田中学校	4,409	6,531	6,146	6,395	4,931	28,412
栗崎共同調理場	2,821	4,064	2,015	2,385	2,632	13,917

【工事請負費（130万円以上の工事費）】

（千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	5年間合計
小坂小学校		3,166	57,610	22,095	3,104	85,975
緑小学校	26,790	7,614	58,104			92,508
三馬小学校	1,210		45,903	4,854		51,967
富樫小学校		218	6,801	36,740		43,759
兼六小学校	29,430	131	5,694	31,742		66,997
米丸小学校	4,595	12,608	308,296			325,499
額小学校	146	86	25,050	51,456	3,002	79,740
大野町小学校	206,393			16,166		222,559
十一屋小学校		4,919		33,221		38,140
森本小学校	207,929	62,803	94,418	112,310		477,460
栗崎小学校	192	94		54,295		54,581
浅野町小学校	162,711	73,526	30,822	69,607		336,666
大徳小学校	233,533	93,638	90,388	141,776		559,335
南小立野小学校	18,184	43,042	64,749	26,772		152,747
城南中学校	648			14,054	69,187	83,889
兼六中学校	134,668	237	12,225		77,207	224,337
西南部中学校	17,129	241		17,420	128,919	163,709
紫錦台中学校	7,374	127		8,388	36,513	52,402
額中学校	102,069	14,524		83,402	237,691	437,686
野田中学校	497	13,327		2,661	60,921	77,406
栗崎共同調理場	1,296				12,353	13,649

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

平成29年3月策定（令和3年7月改定）の「金沢市公共施設等総合管理計画」第5章で、教育施設の長寿命化に関する基本的な方針が、次の4項目について記載されている。

【施設の適正管理】

法定点検・日常点検を確実に実施し、点検結果を予防保全管理に活用し、点検や修繕の履歴を蓄積することで、計画的な維持補修を進める。

【安全安心の確保】

小中学校は、児童生徒等の学習・生活の場であると同時に、地域住民の避難場所でもあることから、安全・安心を確保するために、経年施設の建替えを進める。

【長寿命化計画の策定と実践】

国の指針に基づき、小中学校の「金沢市学校施設長寿命化計画」を策定し、建替え・大規模改修を計画的に実施する。

【施設保有量の最適化】

「新たな学校規模適正化に向けた方針」に基づき、学校の統合や新設、通学区域の見直しを進める。

「金沢市公共施設等総合管理計画」を上位計画として、文部科学省が公表した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」の内容も検討した上で、平成 31 年 4 月に「金沢市学校施設長寿命化計画」が策定され、2019 年度（令和元年度）から 2077 年度までの 59 年を計画期間とし、期間ごとの長寿命化に向けた具体的な取組内容は、以下のとおりであった。

区分	計画期間	内容
前期	2019 から 2037 年度	主に維持・更新の優先順位が高い施設を中心に施設の長寿命化を実施する期間
中期	2038 から 2057 年度	前期に策定した計画に改善を加えながら、施設の長寿命化を実施していく期間
後期	2058 から 2077 年度	施設の長寿命化を実施しながら、計画全体で得られた成果を検証し、必要な改善を加えた新たな計画を策定する期間

第 2 次ベビーブームの影響で 1970 年代後半から 1980 年代後半にかけて多くの教育施設が建設されたため、令和 10 年には、建築後 30 年以上経過した施設の割合（延床面積で計算）が 90%に達する見込みとなり、施設の大半が老朽化することになる。また、耐震化に関しては、市は安全確保の重要性を考慮し、早期に進めていたため、令和 3 年度に耐震化率 100%を達成している。また、市においては、少子化による児童生徒数の減少と郊外の住宅地整備によるドーナツ化現象が進行し、児童生徒数の偏在化が顕著となっている。

平成 28 年 9 月に教育委員会で「新たな学校規模適正化に向けた方針」が策定され、学校施設の規模・配置計画が示された。学校施設整備の基本的な方針を「予防保全を目的とした大規模改修」と「多様な学習等への適応に向けた長寿命化改修」に分けて、時期を決めて実施することで、躯体が持つ耐用年数を全うできる維持管理を目指すこととした。

長寿命化計画では、改修は建設時からの経過年数を、部位修繕は点検結果を考慮した劣化判定結果を優先の基準として実施されている。この計画によって、計画期間 59 年間の総維持更新コスト

は、従来の改築中心の方法よりも 508 億円（年換算で 8.6 億円）削減されると試算されている。

教育施設が抱える課題については、学校施設は公共施設の中でも保有面積が大きいことから、維持更新コストが莫大となるため、文部科学省の国庫補助基準が計画のベースとなることである。また、中期財政計画との整合性が最優先されるため、突発的に大規模な修繕が発生すると、計画の柔軟な見直し（計画の先送り）が必要となり、計画通り進捗しにくいことがある。

㊦ 長寿命化改修事業対象校（建築後 40 年経過、改良工事後 30 年以上使用）とそれ以外の学校に分類 →対象外は㉠へ

㉠ 外部改修事業対象校（前回改修後 20 年経過）で改修後概ね 15 年以上使用する学校とそれ以外の学校に分類 →対象外は㉡へ

㉡ ㊦㉠で対象外となった学校（耐用年数到達まで概ね 20 年未満）は、原則事後修繕対応

㉢ 情報開示の状況

各学校が独自にホームページで、学習内容や学校経営について情報開示を行っている。学校施設の状況や整備管理について、情報開示はほとんど見られない。大規模改修または長寿命化改修の実施は、学校だよりなどを通じて児童生徒や保護者、住民に実施時期などは伝えられる。

（3）監査結果

① 令和 3 年度に実施された 4 校の工事について、内容と決算状況を確認し、委託業務の成果物（工事写真帳など）を閲覧した。工事契約に関しては最低制限価格を設定した、制約付き一般競争入札の方式を取って適切に行われていた。管理業務の委託契約については、随意契約で行われていた。当初の設計内容に変更が生じた場合は、変更契約書で請負代金の変更も行われていた。工事請負費支出手続きは、適切に行われており、支出額の実在性・正確性について、特記すべき事項は見られなかった。

② 専門業者が実施している法定点検の中で、消防法に基づく点検業務委託を含む消防用設備保守管理業務に関する資料を閲覧した。本業務は、規模等を考慮し、全小中学校を 8 グループに分割し、1 グループを 1 業者に委託する形式で行われていた。業者の選定は、指名競争入札で行われ、1 業者が 2 つ以上のグループの業務に入札・落札も可能となっていた。委託料支出の手続きについては、効率的に適正に行われており、特記すべき事項は見られなかった。

③ 法定点検のうち、建築基準法第 12 条第 2 項、第 4 項に基づく定期点検記録（泉小中学校外 10 小学校）と、消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく消防用設備等点検結果報告書（中村町小学校外 13 小学校）を閲覧し、それぞれにおいて指摘された不良箇所を一覧表にまとめ、教育総務課からその対応時期と対応内容についての返答を確認し、内容を検証した。

建築基準法上の法定点検結果の D・E 判定箇所の多くは、外壁の劣化、施設周囲の塀の破損、フェンスの腐食、防火シャッターの既存不適格だった。外壁に関しては、一か所だけを補修することは難しく、外壁全体と屋上も含めての作業となるため、次に行われる大規模修繕までは継続案件とならざるを得ない状況であった。施設周辺のブロック塀やフェンスは、児童生徒の安全に直結するような緊急性を要する案件以外は、各施設と実施時期を調整して対応するとされていた。防火シャッターは、当初適合していた規格から現状の適合する規格が変更されたため、多くの施設で取替の必要性が生じていた。その他の軽微な事項（非常用照明の不点灯など）

は、法定点検後速やかに対応されていた。

消防用設備の点検結果は、自動火災報知設備の軽微な異常（音響装置の一部不鳴動など）、誘導灯及び誘導設備の電気不良、屋内消火栓設備の一部の不良などが主なものであり、すべて早急に対応されていた。

教育総務課における、法定点検に対する対応の基本的な考え方は、次のとおりであった。

《建築基準法上の定期点検》

ア. 屋上、外壁の劣化は、緊急を要する場合を除き今後の大規模改修で対応する。

イ. ブロック塀、フェンスの劣化は、学校の要望を確認した上で、優先順位を考慮して実施時期を決める。

ウ. 防火施設については、既存不適格のものが多いが、取替にかかるコストも踏まえ、今後計画的に取替を予定している。

エ. 建具等の小さな案件は、当該学校にて対応してもらう。

《消防法上の定期点検》

消防設備は、全件について教育総務課が順次対応している。

視察先の学校で、法定点検の報告書の内容についてどのような対応をしているかという聞き取りを行ったところ、法定点検時は、その場で点検を実施した業者から不備等の説明を受け、即座に対応可能なものは、学校または教育総務課で修繕を実施し、実施時期の調整が必要なものは継続案件とされ、異常があれば随時対応するとの回答がされた。

- ④ 教育総務課から、小中学校における施設管理者点検の内容と異常結果から修繕実施までのフローについて説明を受けた。学校は「学校保健安全法」に基づく安全点検の実施が義務づけられているが、教職員全員で計画的、組織的に実施する安全点検が施設維持管理のための日常点検として位置付けられている。点検後、教育総務課が作成した各施設共通の「施設維持管理日常点検シート（学校用）」に点検結果を集約し、そのまとめが5月と12月に教育総務課へ提出される。このシートは、場所・設備・機器を考慮した47の点検項目からなり、各々に詳細な点検内容が記載され、点検結果の異常の有無と箇所が報告されている。

視察した4校で、安全点検の実施工程を詳細に聞き取りしたところ、月1回必ず安全点検を行い、不良・異常箇所が発見された場合は、安全担当者又は教頭に報告する。学校側は対応方法を検討し、早急に修繕等を行い次月へ持ち越ししないとのことだった。安全点検で発見される箇所は、児童生徒の安全に直結する案件がほとんどであったが、内容的には軽微なものが多かった。

教育総務課は年に1回全小中学校に出向いて、施設管理に関する学校要望の聞き取りを行っている。学校側は、施設に関する要望事項を、施設の安全管理、学習・生活環境の改善、新しい学習への対応の3項目にまとめた上で、図面と写真も添えて教育総務課へ説明する仕組みとなっている。

教育総務課はその内容を検討し、緊急性を有するものや児童生徒の安全性から必要なもの、次年度以降の大規模改修や長寿命化改修で対応するもの、もしくは対応方法を検討するものに分類し、時期・内容を精査する対応を取っている。

現地視察において、毎年実施される学校要望に、学校はどのように取り組んでいるのかについて

て聞き取りした。学校では教頭が中心となって、学校要望をまとめる前に、定期点検結果を見直し、校舎管理員（学校で環境の整備等の用務に従事する職員）とともに学校を巡回して、安全確認していた。その際、施設の劣化等による不良・異常箇所の洗い出しが行われている。視察先において、令和4年7月に提出された学校要望内容を確認し、その後の対応について教育総務課の説明を聞き、要望箇所のいくつかについて現地確認を行った。建築年が近い4校だが、学校要望の内容はさまざまであった。（以下抜粋）

要望箇所	要望内容	教育総務課の対応
運動場の防球ネット	劣化がはげしい、更新とかさ上げを希望	一部張替を実施
プール更衣室の屋根のすきま	屋根のすき間から蜂が侵入し、巣をつくり、生徒の更衣に危険	蜂の発生源（隣地）を特定し、対応方法を検討中
プールサイドの床とシャワーの壁タイル等 写真①	プールサイド路面の盛り上がり、壁面タイルのはがれ	床は改修時、壁面は随時補修対応
校舎廊下	多くの場所での塗装の剥がれと浮き	施設管理班で対応
校舎外周のブロック塀 写真②	亀裂や鉄骨がむき出しの箇所あり	令和5年対応予定
学校周囲	ランニングロードの設置希望	建替え時に検討予定
全体の電気設備	電気器具が増え、経年の設備では電気消費量への対応ができない	工事不可、建替え時に検討
校舎外壁	コンクリートの浮き・剥がれ数か所 早期補修希望	大規模修繕にて対応につき、状況観察
給食室出入口通路 写真③	通路に凹凸があり、歩行時につまずくので、改修希望	大規模修繕にて対応につき、状況観察
校舎横通路 写真④	大きな切り株が道を塞ぐ	校舎外周ブロックにまで根が侵食、施設管理班に相談
体育館外敷地	大雨になると浸水の恐れあり 今夏の大雨は土嚢にて対応	構造上の問題で、対応不可 校舎管理員が土嚢対応
特別教室・給食室	エアコン設置希望	検討の必要あり
更衣室の屋根・軒	金属の腐食がはげしい	雨漏りは無いので、状況確認にて対応
飼育小屋の建替え 写真⑤	老朽化激しく、獣医から不衛生の指摘あり	建て替えか、取り壊しか検討の必要あり

学校要望に記載された内容は修繕対応を希望する案件よりは、現状で施設の抱える問題点や施設の劣化状況の報告といった内容が多かった。児童生徒の安全に関わるものや、緊急対応を要するものは、随時修繕等が行われているため、学校要望には現れにくい。その点から日常の安全点検が確実に実施され、その成果が施設管理に活かされていると推察される。

定期点検結果と学校要望内容や随時の修繕対応内容は、教育総務課で情報が蓄積され、施設管理のデータベースを構築している。

写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



- ⑤ 監査対象 20 施設の過去5年間の修繕費と工事費の金額と、小中学校全体での修繕費と工事費の金額を照らし合わせた表は、以下のとおりである。修繕費は、本監査の対象校に対して支出する金額が全体に占める割合は、単純な数値割合（小学校は 25.9%、中学校は 24.0%）を上回る傾向にあることから、経年数に応じた支出金額の増加傾向が確認された。一方、工事請負費は、工事が行われた年にのみ発生するため、対象校への支出は全体の数値割合に比べて多くない。

【修繕費】

(千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	5 年間合計
対象校 14 校計	25,565	45,135	54,311	69,668	66,609	261,288
全体に占める割合	20.7%	29.7%	30.5%	40.8%	43.9%	33.7%
14 校/54 校	25.9%	25.9%	25.9%	25.9%	25.9%	25.9%
全小学校 54 校計	123,337	151,970	178,063	170,872	151,621	775,863
対象校 6 校計	19,934	24,434	24,632	28,568	28,508	126,076
全体に占める割合	28.0%	32.9%	31.2%	30.0%	36.3%	31.7%
6 校/25 校	24.0%	24.0%	24.0%	24.0%	24.0%	24.0%
全中学校 25 校計	71,154	74,189	78,918	95,197	78,570	398,028

【工事請負費】

(千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	5 年間合計
対象校 14 校計	891,113	301,845	787,835	601,034	6,106	2,587,933
全体に占める割合	41.4%	16.4%	18.0%	15.3%	0.1%	14.0%
14 校/54 校	25.9%	25.9%	25.9%	25.9%	25.9%	25.9%
全小学校 54 校計	2,152,621	1,836,685	4,386,876	3,932,253	6,163,869	18,472,304
対象校 6 校計	262,385	28,456	12,225	125,925	610,438	1,039,429
全体に占める割合	20.5%	4.0%	0.9%	6.9%	32.1%	14.6%
6 校/25 校	24.0%	24.0%	24.0%	24.0%	24.0%	24.0%
全中学校 25 校計	1,282,060	719,661	1,380,925	1,825,130	1,901,667	7,109,443

※令和元年から令和3年にかけて金額が多いのは、普通教室へエアコン整備のためである。

施設の老朽化が進行し、これから多くの施設が建替えの時期を迎えるなかで、修繕費は今後も増加傾向が見込まれる。修繕費は教育総務課で支出され、教育総務課では各学校からの修繕等の要請に、児童生徒への安全の確保を第一の基準とし、今後の大規模改修等の工事計画を見据えながら、実施方法を決めている。実施方法に関しては、大規模修繕まで保留、業者への依頼・発注、校舎管理員が修繕、「施設管理班」が修繕等の様々な方法が存在し、予算超過の場合は補正予算で対応していた。また、工事請負費に関しては、次年度予算として内容を検討した上で、事業支出との関連も含めて支出の判断が行われていた。

校舎管理員は、各学校に1人以上配置されているが非常勤の職員である会計年度任用職員やシルバー人材センターからの派遣職員が多く、教育総務課に正規職員の校舎管理員が「施設管理班」として9名配置されている。「施設管理班」は、学校施設で頻発する修繕への対応、学校所属の校舎管理員だけでは対応しきれない修繕への応援などを行っていた。「施設管理班」の校舎管理員は、学校現場と教育総務課の間で両者の事情に詳しく、施設管理に知識を持つことから、

学校現場と教育総務課職員を繋ぐ存在として重要な役割を担っている。

学校の施設や設備の精通した知識を持ち、その修繕方法の専門的技術を持つ校舎管理員は平成 27 年から正規職員として新規採用されていないため、今後の校舎管理は難しくなっていくことが予測される。「施設管理班」として、専門に対応する職員グループを教育総務課に配置して対応しているが、今後も老朽化していく学校の施設管理を行っていくためには、長期的に施設管理が可能な体制の確保を検討していくことが必要である。

- ⑥ 対象施設の調理場の整備状況を教育総務課に確認した。金沢市には共同調理場が 13 施設（大規模 1、中規模 7、小規模 5）、単独校調理場が 4 施設あり、各施設の経過年数の状況は以下のとおりである。

	50 年以上経過	49 年から 40 年経過	39 年から 30 年経過	29 年以下経過
共同調理場	2	2	5	4
単独校調理場	2	2		

17 施設のうち、30 年以上経過した施設が 76%を占め、施設の維持管理に係る支出は、共同・単独校に関係なく、増加傾向にある。過去 5 年間の共同調理場と単独校調理場の施設補修費と備品購入・補修費に関する支出は、以下のとおりである。

【共同調理場の施設補修費】

	当初予算	補正予算	決算	
	金額（千円）	金額（千円）	施設数	金額（千円）
平成 29 年	15,000	10,000	13	24,735
平成 30 年	15,000	24,000	13	36,324
令和元年	22,000	9,000	13	28,104
令和 2 年	21,000	10,000	13	33,960
令和 3 年	27,000	13,000	13	35,699

【共同調理場の備品購入・補修費】

	当初予算	補正予算	決算	
	金額（千円）	金額（千円）	施設数	金額（千円）
平成 29 年	18,000		13	19,217
平成 30 年	16,000	8,000	13	33,495
令和元年	48,000		13	55,373
令和 2 年	16,000		13	28,321
令和 3 年	16,000		13	41,372

【単独校調理場の施設補修費】

	当初予算	補正予算	決算	
	金額（千円）	金額（千円）	施設数	金額（千円）
平成 29 年	2,200		4	3,928
平成 30 年	2,200		4	4,178
令和元年	9,200		4	4,579
令和 2 年	7,200		4	3,179
令和 3 年	5,200		4	2,640

【単独校調理場の備品購入・補修費】

	当初予算	補正予算	決算	
	金額（千円）	金額（千円）	施設数	金額（千円）
平成 29 年	2,900		4	3,225
平成 30 年	2,900		4	2,842
令和元年	2,900		4	6,922
令和 2 年	2,900		4	5,314
令和 3 年	2,900		4	7,025

この支出以外に、平成 28 年度から共同調理場施設衛生環境改善事業が開始され、空調設備が未整備の共同調理場への空調設備導入の推進及びその他必要な施設改修工事が行われた。当該改善事業により、鞍月共同調理場と単独校調理場 4 施設以外において、空調設備が導入された。事業費の決算状況は以下のとおりである。

	当初予算	補正予算	決算	
	金額（千円）	金額（千円）	件数	金額（千円）
平成 28 年	20,000		2	16,639
平成 29 年	34,000		4	30,446
平成 30 年	31,000		2	29,419
令和元年	19,000		1	16,602
令和 2 年	20,000	27,000	2	17,859
令和 3 年	9,800	50,800	5	※27,171

※ 令和 2 年からの繰り越しあり

平成 22 年の「金沢市学校給食調理場再整備計画」（以下、再整備計画）という。）に基づいて、一つの小規模共同調理場の改修と、1 校の単独調理場の廃止・統合が実施された。

当該計画の進捗状況については、未耐震施設である「鞍月共同調理場」の改修と、大規模共同調理場の新設とそれに伴う 4 校の単独調理場、2 つの小規模調理場の統合集約化はまだ実施されていない。代替・集約予定の施設には空調施設の設置計画が検討されておらず、スポットクー

ラーや扇風機の設置、アイスバストの導入を行っている。

令和2年2月に「新たな学校給食調理場再整備計画」（以下、「新再整備計画」という。）が策定された。新再整備計画の方向性は、第1段階として、大規模共同調理場を新設し、鞍月共同調理場の機能代替、4校の単独校調理場の集約で施設数を17から13に変更し、第2段階として、大規模共同調理場を新設し、学校併設の8施設に関して、可能なものから順次集約化を図り、施設数を13から6へと変更した。

再整備計画は新設用地の取得に時間を要し、予定通りには進捗しておらず、施設補修費等に関して経済性を欠く結果となっていた。しかし、新再整備計画の策定によって、児童生徒数や小中学校の規模の適正化が考慮され、効率的・効果的な調理場の施設整備が再始動した。今後は計画の進捗速度を上げて、早期の支出額低減、衛生環境等の改善が期待される。

2 市営住宅課所管施設

(概要)

金沢市は、公営住宅が16団地(162棟3,379戸)のほか、改良住宅(平和町、1棟50戸)及び特定公営賃貸住宅(芳斉、1棟9戸)を整備している。

市は、平成23年に、公営住宅を安全で良質な住宅ストックとして活用するため、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減に取り組む「金沢市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、平成29年には、インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づき、財政計画と連動したインフラ管理を含めた「金沢市公共施設等総合管理計画」を策定し、令和3年には、『金沢市公営住宅等長寿命化計画(第2期)』(計画期間：令和3年度[2021年度]～令和12年度[2030年度])を策定した。

公営住宅3,379戸のうち、昭和56年(1981年)以前に建設されたものが52%あり、これらの半数を超える住宅は、この10年間で耐用年数の残りが20年を切る(築50年を超える)ことから、本格的な改修・更新の時期を迎え、事業費の急激な増加が見込まれている。

公営住宅等の課題は、以下の諸点である。

- ① 社会保障費の増大によりインフラの維持や更新に係る費用は縮減が求められ事業費の圧縮が避けられないこと
- ② 都市の集約化(居住誘導区域への誘導)と実際の居住実態が乖離し団地毎に管理方針を差別化する必要があること
- ③ 階段室型(エレベーターがない)の住棟が約8割を占めバリアフリー化等において構造的に課題のあるものが多数存在すること
- ④ 入居中の建物でライフラインの老朽化への対応が難しく、計画的な取り組みが必要であること
- ⑤ 耐震基準を満たさない住棟等の安全性を確保することが求められること
- ⑥ 入居者の高齢化、入居期間の長期化、社会環境の不安定化により長期的な公営住宅の維持が求められること
- ⑦ 入居者の高齢化によるバリアフリー化等、ニーズの変化への対応
- ⑧ 金沢市人口ビジョンに基づく公営住宅需要の減少予測のもと、管理戸数の最適化に取り組む必要があること

公営住宅の長寿命化に関する基本方針は、ストック管理、ストック状況把握・修繕の実施・データ管理及び長寿命化・ライフサイクルコストの縮減である。

ストック管理は、施設の集約・再編による管理戸数の最適化、立地と付帯設備の状況を考慮した効率的な事業選択と管理体制の推進を示す。

ストック状況把握・修繕の実施・データ管理は、定期的な施設点検による劣化状況の把握、点検結果を踏まえた予防保全的な修繕の実施、点検や工事履歴データを活用した事業計画立案を示す。

長寿命化・ライフサイクルコストの縮減は、工事回数の削減によるライフサイクルコストの縮減、費用対効果を考慮した事業選定を示す。

今回の監査対象としている施設は築50年を超え、建替えが必要な時期を迎えており、平和町住宅1棟は旧耐震建物であり、改良住宅(用途廃止)のため住み替えが進められている。特に緑住宅は全40棟1,358戸のうち、37棟1,298戸は、耐用年数の半分を経過し、建替えが必要な時期を

迎え、5階建住宅の13棟376戸は耐震性が不足し（平成29年緑再整備計画時点）、これらの建替えに取り組むため、個別に整備計画（5期10年）を立てた。なお、耐震性のない5階建住宅については、耐震化によるライフサイクルコスト（LCC）の縮減効果を検証したところ、LCCの縮減は得られないことが確認されており、その結果として建替え判断がなされている。

施設名称：緑住宅、平和町住宅、光が丘住宅、額新町住宅

施設区分：市営住宅

（1）概況

施設名称	緑住宅	平和町住宅	光が丘住宅	額新町住宅
所在地	みどりー178、みどり2ー1ー1	平和町2ー66、平和町2ー135ー1	光が丘1ー88、光が丘2ー229ー2、光が丘3ー4	額新町2ー48ー1、額新町2ー76
建設年月	昭和47年2月 ～令和4年3月	昭和47年5月 ～平成15年1月	昭和41年1月 ～平成6年12月	昭和40年1月 ～平成24年3月
築年数	築50年～1年	築50年～19年	築56年～28年	築57年～10年
土地取得費 （百万円）	不明	不明	不明	不明
建物取得費 （百万円）	10,543(令和4年度解体 予定(D5、D6、E3)含む)	872	1,908	3,758
運営主体	金沢市	金沢市	金沢市	金沢市
建物延床面積 （㎡）	88292.45	4620.98	18385.24	20426.04
主たる構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
設置目的	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること	同左	同左	同左
設置根拠	公営住宅法第3条、金沢市営住宅条例第3条	公営住宅法第3条、住宅地区改良法第3条、金沢市営住宅条例第3条	公営住宅法第3条、金沢市営住宅条例第3条	公営住宅法第3条、金沢市営住宅条例第3条
設置事業内容	賃貸住宅	同左	同左	同左
施設写真				

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数（各年度入居戸数及び入居率（9月末））

	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	管理戸数	入居戸数	入居率	管理戸数	入居戸数	入居率	管理戸数	入居戸数	入居率	管理戸数	入居戸数	入居率	管理戸数	入居戸数	入居率
緑	1310	961	73%	1310	962	73%	1351	953	71%	1291	922	71%	1291	887	69%
平和町	19	19	100%	19	18	95%	19	19	100%	19	17	89%	19	16	84%
平和町 (改良棟)	50	24	48%	50	22	44%	50	16	32%	50	14	28%	50	13	26%
光が丘	263	178	68%	263	168	64%	263	158	60%	263	167	63%	263	168	64%
額新町	273	215	79%	273	215	79%	273	219	80%	273	202	74%	273	207	76%

(注1) 平和町(改良棟)は、旧耐震建物であり、平和町及びその周辺住宅への住み替え推進中である。
住み替え終了後用途廃止予定。

(注2) 管理戸数は、政策空家を含む。

(注3) 入居率は、管理戸数を母数とする。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託費・工事費等）（千円）

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	決算額	130万円以上の工事費	決算額	130万円以上の工事費	決算額	130万円以上の工事費	決算額	130万円以上の工事費	決算額	130万円以上の工事費
緑	474,463	352,107	860,356	737,377	357,759	233,423	419,542	336,301	980,052	839,961
平和町	2,353		3,920		6,757	3,399	2,405		3,208	
光が丘	16,514	5,041	21,969		240,553	223,970	18,807		9,193	
額新町	36,060	16,753	40,471	13,822	32,376	8,940	29,110		30,428	

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

金沢市公共施設等総合管理計画に基づく、金沢市公営住宅等長寿命化計画を策定している。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shieijutakuka/gyomuannai/1/1/6314.html
チラシ・パンフレット	市営住宅入居のご案内

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき意見はない。

② 有効活用の状況

市営住宅課では、各施設について、以下の課題の存在を認識している。

緑住宅	平和町住宅	光が丘住宅	額新町住宅
<ul style="list-style-type: none"> ・階段室型（エレベータがない）住棟の3階以上の入居希望者が少ない ・現在の住宅ニーズにあっていない（浴槽・給湯・エアコン・ウォシュレット等） ・旧耐震住棟の建替にあわせ、戸数を削減している ・団地規模が大きく、建築年次も集中しているため、更新計画の立案が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> （改良住宅・46棟） ・老朽化した污水排水管の閉塞など、故障対応の増加 ・旧耐震のため、住替を進めているが、高齢入居者が多く進まない（近隣市営住宅の空きが出た場合、住替意向調査後に随時対応している） 	<ul style="list-style-type: none"> ・階段室型（エレベータがない）住棟の3階以上の入居希望者が少ない（空き住戸が多い） ・現在の住宅ニーズにあっていない（浴槽・給湯・エアコン・ウォシュレット等） ・団地が分散しており、建築年次・規模にバラつきがある ・小規模な住棟では建替等の効果が期待できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・階段室型（エレベータがない）住棟の3階以上の入居希望者が少ない（空き住戸が多い） ・現在の住宅ニーズにあっていない（浴槽・給湯・エアコン・ウォシュレット等） ・小規模な住棟では建替等の効果が期待できない

以上の課題は、金沢市公営住宅等長寿命化計画と財政状況が大きく影響するため、予算の範囲内で可能な対応を行っている状況である。

③ 維持管理の状況

市営住宅の維持管理は、金沢市公営住宅等長寿命化計画において、点検、計画修繕、改善事業、建替事業に分類され、以下のような実施方針が記載されている。具体的な計画修繕については、令和3年から12年の10年間の修繕・改修の予定が同計画に記載されている。

各施設の維持管理に関して㊦点検、㊧計画修繕、㊨建替事業について確認した。

㊦ 点検

各施設の保守点検については、建物（躯体）、各種設備、避難器具、消防設備、昇降機（エレベーター）に関しては民間事業者による業務委託している。委託事業者による点検報告書を精査したところ以下のような状況を確認した。

i 各種設備

令和3年度における各種設備に関する点検報告書を確認し、修繕要望事項を整理した。

委託業者からの修繕・更新要望により工事が行われたのものは、緑住宅は2例あり、1年以上未対応のものが3例あった。平和町住宅は1例あり、未対応の要望事項はなかった。光が丘住宅は、数か月間未対応のものが1例あった。額新町住宅は、工事が行われたのは1例あり、1年以上未対応のものが3例あった。

また、要望にはなかったものの、修繕工事が行われたものが1例（9棟受水槽定水位弁等取替工事）あった。放置されている箇所に関しては、緊急性を勘案して工事を実施しており、費用に

よって簡易小額工事で対応可能なものは実施し、建物の設備に関しては、予算措置しないといけない工事も多く、点検業者の報告に加え、必要に応じて聞き取りや現地確認を行い緊急性の高いものについては、住民生活に支障のないように必要最小限の修繕を実施し、後日予算措置した上で対応していると説明を受けた。

施設設備の点検において、委託事業者より修繕等の必要性を指摘されたものの、未対応のものがあった。公営住宅等長寿命化計画の方針では、住宅の長期的利用のための点検と情報管理による予防保全型の維持管理が求められている。

市営住宅修繕管理システムの利用により、修繕を要する箇所や状態の把握は容易となっているが、修繕を実施する判断基準を明確にしておかなければ放置される懸念があることから、修繕を確実に実施するため、施設の異常や劣化の改善や不具合への対応について、緊急性や金額等の基準による対応を定めたマニュアルを作成する必要がある。

【意見】

市営住宅修繕管理システムの利用により、修繕を要する状態の把握は容易となっているが、放置されるという懸念があることから、緊急性や金額等の基準による対応を定めたマニュアルを作成し、修繕を実施する必要がある。

ii 避難器具

避難器具点検結果報告書に記載されている「修繕が必要な箇所」及び「避難に支障のある箇所」を確認したところ、令和元年度における要修繕箇所（指摘箇所）について、令和3年度においても解消されていない箇所数と未解消率を確認したところ、以下のとおりであった。

	修繕が必要			避難に支障あり		
	要修繕箇所数	未解消	未解消率	指摘箇所	未解消	未解消率
緑	72	51	71%	89	46	46%
平和町	1	1	100%	4	3	75%
光が丘	6	5	83%	10	7	70%
額新町	3	2	67%	17	8	47%

市営住宅課より、避難器具の修繕が必要な箇所に関しては、避難ができなくなるような重大なものは迅速に対応しているとし、避難に支障がある箇所に関しては、点検時に住民にチラシを配布し、改善するよう周知しているとの説明を受けた。しかし、避難に支障がある箇所の未解消率はいずれの市営住宅も約半数以上と高く、未解消への効果的な対応がされていないと言える。

避難に支障になると認める物件は、消防法において消防長又は消防署長による措置命令の対象となることから（消防法第5条の3）、避難経路に避難の際に支障となる洗濯機やアンテナ等が設置されている重大な問題を認識している場合は、即時是正を求める指導を行うなど、より効果的な対応がなされるべきである。

【指摘事項】

市営住宅の避難に支障のある箇所への対応については、法令違反を放置しないことは当然のことながら、有事の際には人命に関わるため、より一層の周知や指導を実施すべきである。

iii 昇降機

緑住宅のE-6棟の昇降機（エレベーター）は、点検業者より一年を通して、経年による部品の交換を要望されている。H-3、4棟の昇降機は令和3年から6年にかけて改修予定である。額新町住宅は、11棟及び22棟の昇降機（エレベーター）について、点検業者より一年を通して、経年による部品の交換を要望されている。

① 計画修繕

光が丘住宅は、金沢市公営住宅等長寿命化計画の予定では、令和3年度に「屋上防水」が計画されていたが、適正工期確保のため令和4年度に繰越しされ、今年度（工期：令和4年5月～7月）に工事が行われた。額新町住宅は、公営住宅等長寿命化計画の予定では、令和3年度において「電気温水器、緊急通報システム更新」が計画されていたが、同じく適正工期確保のため、令和4年度に繰越しされ、電気温水器更新工事に関しては、令和4年8月に着工されており、緊急通報システム更新工事に関しては、令和4年9月時点において未着工となっていた。

計画修繕は、市営住宅長寿命化計画上の予定と実施を確認したところ、執行時期の関係で一部年度をまたぐ改修箇所も存在したが、概ね計画通りに行われていた。

② 建替事業

緑住宅は、別途「緑住宅再整備計画」を平成29年3月に策定し、この計画に基づいて再整備を実施している。

築50年以上経過し老朽化した施設は、点検、修繕、保全による利用の長期化だけではなく、建替えによる更新も視野に入れて管理していくこととなる。有効活用の状況に記載した、エレベーターがない等の機能的に住宅ニーズにマッチしていないことや、住居世帯の高齢化等の社会的変化が急激に進んでいることへの対応は、財政的な対処も不可欠となるため、金沢市の公営住宅のあり方から検討が求められる。

3 総務課所管施設

(概要)

市役所第一本庁舎（以下、「本庁舎」という。）は、本館・新館・窓口センターの3フロアに分けられ、本館は、昭和46年（1971年）3月、新館は、昭和56年（1981年）3月、窓口センターは、昭和33年（1958年）7月から昭和47年（1972年）12月にかけて竣工した。3フロアの耐震化工事が平成24年から26年にかけて行われており、本庁舎全体は耐震基準を満たしている。なお、令和2年（2020年）3月に第二本庁舎が竣工したことに伴い、従前の市役所は第一本庁舎に名称を変更した。

金沢市公共施設等総合管理計画は、施設類型ごとの管理に関する基本方針を掲げており、庁舎は市民利用施設として、【施設の適正管理】、【安全安心の確保】、【長寿命化計画の策定と実践】、【施設保有量の最適化】を挙げた。特に、【安全安心の確保】では、「市民の安全安心の確保を常に意識した管理に努めるとともに、施設の耐震化を計画的に進めます。・高齢者や障害のある方をはじめ、不特定多数の市民等が利用する施設については、耐震改修と大規模改修との同時施工も検討しながら、段差の解消やスロープ・手すりの設置などのユニバーサルデザイン化、トイレ環境の向上、環境に配慮した設備機器の導入等に努めます。」との記載がある。

施設名称：第一本庁舎

施設区分：庁舎施設

(1) 概況

所在地	広坂1-1-1
建設年月	昭和33年8月1日
築年数	築64年
土地取得費(百万円)	35(一部不明)
建物取得費(百万円)	3,114
運営主体	金沢市
建物延床面積(m ²)	25,445.32
主たる構造	鉄筋コンクリート造
設置目的	市民サービスの提供及び行政事務の執行
設置根拠	地方自治法第4条
設置事業内容	市民サービス



(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数

来庁者の人数は計測していない

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等）

	決算額	内130万円以上の工事費
	金額（千円）	金額（千円）
平成29年度	303,922	
平成30年度	430,972	132,920
令和元年度	299,279	
令和2年度	484,712	63,415
令和3年度	417,521	46,070

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

金沢市施設別長寿命化計画は、庁舎施設について、「市民への適切な行政サービスを維持するため、庁舎施設は、金沢市市有施設ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化を図ることとします。」とし、本庁舎は、長寿命化施設として、物理的耐用年数 82 年、ストックマネジメント計画に基づく耐用年数経過時期 2040 年とされている。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www.city.kanazawa.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/todokede_shomei/todokede_kofumadoguchi/4/index.html
--------	---

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき意見はない。

② 有効活用の状況

本庁舎の改修・修繕計画は、基本的には施設別長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を実施しているが、この計画は耐用年数や改修周期から機械的にストックマネジメント計画に基づく耐用年数経過時期を計上しているものであるため、予算要求前に実施している中期公共事業計画

を策定する際に、施設の現況を踏まえ、実態に即した直近5年間の修繕計画を立てている。

③ 維持管理の状況

営繕課が、3年毎に建築基準法第12条に基づく点検を業務委託により実施している。

屋根や外壁の点検方法は、目視・打診・双眼鏡にて実施している。

本庁舎の電気設備、空調設備、消防設備、昇降機設備の管理点検は、管理業者に委託しており、当該管理業務の監督は、総務課で委託結果報告書により確認している。

定期点検は、建築の内容は3年に一度、設備の内容は毎年行っており、検査において修繕判定（AからE）を行っている。DもしくはE判定が付されたものは一覧表にし、対応したものについて次回の検査時に確認を行っている。

委託業者から報告書を受けた後、職員がチェックを行い、報告書内で老朽化等の報告を受けた場合は、必要に応じて立ち合い確認し修繕等を行うこととしている。

D・E判定の場合は、D判定は、E判定と比較し緊急性が低いため、対応を後年に回しており、E判定かつ1年以上対応していない箇所については、効率性を考慮し、随時対応をしていると回答された。

なお、総務課では、本施設について、建物の老朽化により、各設備の修繕（空調機等）は年々増え、今後も大規模な工事が増える可能性を認識している。

施設名称：泉本町倉庫

施設区分：防災施設

(1) 概況

所在地	泉本町5-80-1
建設年月	昭和9年10月
土地取得費(百万円)	平成24年度に敷地の約3割を有償(106)で取得、残りの約7割は過去に市から国に寄贈したもの
建物取得費(百万円)	不明
運営主体	金沢市
建物延床面積(m ²)	5,017.50
主たる構造	木造
設置目的	平成22年度農水省食糧倉庫用途廃止に伴い、市が取得し、資機材倉庫等として活用
設置根拠・貸出根拠	なし
設置事業内容	防災用倉庫、備品等倉庫、被災自治体からの支援物資集積場等として使用

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数(来館者数)

倉庫として使用するため利用者数はない。

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額

(千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
決算額	3,433	3,546	1,743	2,169	2,640
内光熱費	661	670	678	590	706
内委託・役務費	371	820	336	357	319
内工事費	2,401	2,056	726	456	1,615

130 万円以上の大規模な工事はない。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

長寿命化計画対象外施設である。

④ 利用者への施設情報の提供方法

倉庫であるため、特に市民への情報提供は行っていない。

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

視察において、倉庫内の状況を確認した。倉庫外観は堅牢であり、内部の状況も見た目には劣化を確認できなかった。

当該施設は、災害時に支援物資を受け入れるための倉庫であり、通常時においては、市民が利用できる施設ではない。市は、当該施設については、今後も防災倉庫として利用していく方針である。



視察時の倉庫外観



倉庫内（防災時に資機材を搬入するため通常はスペースがある）

施設名称：旧朝日小学校倉庫

施設区部：その他施設

（１）概況

所在地	加賀朝日町ホ 33
建設年月	昭和 22 年 1 月
土地取得費（百万円）	不明
建物取得費（百万円）	不明
運営主体	金沢市
建物延床面積（㎡）	945.00（うち旭日公民館分 106.89）
主たる構造	木造
設置目的	平成 27 年 3 月朝日小学校の用途廃止に伴い、総務課へ引き継がれ、平成 29 年 4 月他の倉庫の取壊しにより倉庫需要が高まり、倉庫として活用
設置根拠・貸出根拠	当初は金沢市学校設置条例、現在はなし
設置事業内容	選挙時には投票所として利用、同建物内に旭日公民館が入居

（２）現状分析

① 過去 5 年間の利用者数（来館者数）

地区住民の施設利用状況は、利用者数として把握されてはいない。

平成 29 年 4 月より倉庫として旧小学校を活用しており、花園地区の指定避難所（津波・洪水・土砂）であるため、災害に備えた備蓄品を保管している。

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額 (千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
決算額	475	2,014	2,766	1,108	1,254
内光熱費	381	394	396	382	406
内委託・役務費	94	180	185	143	143
内工事費		231	1,048		550
内その他		1,209	1,137	583	155

130 万円以上の大規模な工事はない。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

長寿命化計画対象施設であり、その他施設に分類され、建築年次 1952 年、物理的耐用年数 100 年、ストックマネジメント計画に基づく耐用年数経過時期 2052 年としている。

④ 利用者への施設情報の提供方法

倉庫であるため、特に情報提供は行っていない。

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

総務課の職員が公民館を訪問した際に、所定のチェックシートを用いて施設や設備の不備がないかを確認している。防犯対策のために機械警備を導入するとともに、消防設備や電気設備について法令に基づき毎年点検を実施している。



スロープのある正面入口



住民に活用されている体育館

施設名称：旧菓子文化会館

施設区分：その他施設（菓子工業組合事務所、料理職人塾実習室）、文化観光施設
所 管：総務課、商工業振興課

（１）概況

所在地	尾張町 2 - 8 - 1
建設年月	昭和 41 年 11 月
土地取得費（百万円）	土地・建物合算して 83 で取得、市所有面積は 752.62 m ² 敷地の一部（330.77 m ² ）を民間業者が所有
建物取得費（百万円）	610
運営主体	金沢市
建物延床面積（m ² ）	3285.31
主たる構造	3階建 鉄筋コンクリート造
設置目的	平成 25 年に石川県菓子工業組合より取得、金沢美術工芸大学柳宗理記念 デザイン研究所等として活用
設置根拠・貸出根拠	金沢市事務規則第 201 条
設置事業内容	1 階・2 階は金沢市美術工芸大学 柳宗理記念デザイン研究所 2 階の一部は石川県菓子工業組合事務所 3 階の一部は金沢料理人塾実習室（年間 12 日）

当該施設の取得から現在に至る経緯は以下のとおりである。

当初の建物建設は、昭和 41 年 11 月時点において民間業者の本社であったが、石川県菓子工業組合が取得し、さらに平成 25 年度に金沢美術工芸大学の柳宗理記念デザイン研究所として活用するために、市が石川県菓子工業組合から取得したものである。

施設は 3 つの団体に対して、使用許可されている。1 階 2 階の建物 572.42 m²は公立大学法人金沢美術工芸大学に、貸付目的は金沢美術工芸大学柳宗理記念デザイン研究所として、公立大学法人の事業の用に供することから使用を許可している。直近 1 年間では、使用料 10,038 千円を徴収している。2 階の一部（29.68 m²）は石川県菓子工業組合に対し、貸付目的は組合事務所として、市の事業を推進する上で効果があることから使用を許可している。直近 1 年間では、使用料 536 千円

を徴収している。3階の一部（69.11 m²）は金沢料理職人塾に対し、貸付目的は金沢料理職人塾の実習室として、その目的が市の事業を推進する上で効果があることから使用を許可している。直近1年間の使用料は40千円を徴収している。

石川県菓子工業組合と金沢料理職人塾に対する使用許可理由は、市の事業を推進する上で効果があるとの記載があるものの、市が推進するどのような事業に合致しているのかについての記載はない。なお、市が建物を取得する以前から、前2団体は施設を利用していたため、引き続き使用を許可した経緯がある。

金沢美術工芸大学柳宗理記念デザイン研究所は、西町教育研修館（旧石川県繊維会館）に移転が決定されている。

（2）現状分析

① 過去5年間の利用者数（来館者数） （人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	150	150	130	100	150

金沢料理職人塾の利用人数（年12日間開催）であり、1階と2階の金沢市美術工芸大学柳宗理記念デザイン研究所の入場数などの報告は受けていない。

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額 （千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	6,617	5,158	4,681	2,168	1,942
内光熱水費	2,526	2,139	2,131	1,459	1,515
内委託・役務費	1,055	2,039	754	449	427
内工事費	2,988	980	1,796	260	
内消耗品費	48				

工事費には130万円以上の工事はない。

施設管理の決算額における委託・役務費は、消防保守点検、昇降機保守点検、機械警備保守点検である。

なお、運営・管理費に含まれてはいないが、旧菓子文化会館敷地の一部を民間業者が所有していることから、2013年（平成25年）3月から2043年3月までの30年間の借地契約により年間275万円を支出することとなっている。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

長寿命化計画対象外施設である。

④ 利用者への施設情報の提供方法

金沢美術工芸大学柳宗理記念デザイン研究所については、ホームページにおいて施設情報を開示している。

当該ホームページによると、「作品や空間を通じて柳宗理のデザインにおける考え・施設を知る常設展示室を設け、デザインの調査研究の成果を紹介する企画展示・公開講座、関連書籍や関連情報を提供し、学生の成果発表の場としての展示を行う」とあり、「1階には、展示資料室1、

2、インフォメーションコーナー、事務室、2階には、レクチャールーム（40 席）、研究書庫、保管庫、開所時間は午前9時30分から午後5時、休館日は毎週月曜（ただし月曜が祝日のときは開所）、入場料は無料。」との記載の他、アクセス方法、駐車場場所などの情報を掲載している。

（3）監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

施設の維持管理状況は良好であった。

当該施設は未耐震であることから、新規の利用者等を募集することなく、建物内部に多くの未利用スペースがある。既に移転計画が公表される中、当該施設の利用期限を市民に公表することが望ましい。



施設の正面（駐車場から）



利用されていない施設内部

4 学校教育センター所管施設

(概要)

市は、地域の子供の育成に関する活動を支援し、子育てに関する総合的な相談及び支援のための機能を充実し、並びに学校教育並びに幼児教育及び保育に携わる職員の資質の向上を図ることにより、教育と福祉とが連携して子どもの健全な育成を推進するため、教育プラザを設置する（教育プラザ条例第1条）。

この教育プラザは、子供の健全育成活動を支援するための拠点施設である。この施設は、金沢こども条例の理念に基づき、教育と福祉が連携を図り、乳幼児から中学生まで、子供達の健全な育ちを一貫して推進するための拠点施設として、平成15年7月に開館し、相談・研修・地域教育を核とするサービスの連携を図ることにより、子供の健全育成を多方面から支援・推進していくものである（ホームページより）。現在、金沢市教育プラザ富樫（以下、「富樫」）と金沢市教育プラザ此花（以下、「此花」）の2つがある（教育プラザ条例第2条第1項）。

富樫は、子供の健全な育成を図るための活動の場として、団体登録をしたグループ単位で、館内の研修室などの部屋及び体育館を使用することができ、此花では、教育相談（そだち）、幼児相談室を開催し、体育館を使用することができる。なお、此花の使用している建物は、公民館、児童館、PTA協議会等が入居する複合施設である。

此花の建物は、昭和40年（1965年）に建設され、教育プラザ使用以前は、小学校（此花小学校）として使用しており、平成11年に「金沢市教育相談センター」として小学校跡地に竣工・開所された。平成15年7月より教育プラザ（金沢市教育プラザ富樫相談センター此花）として利用されている。本施設（建物及び体育館）については、耐震工事されている。

富樫の建物は1号館（昭和49年建設）、2・3号館（昭和37年建設）、親子ふれあい館（昭和35年建設）、5号館（昭和62年建設）があり、民間企業の社屋を金沢市が購入し、平成15年7月から教育プラザとして利用している。本施設のうち、親子ふれあい館以外の施設（建物及び体育館）は、耐震工事されている。

施設管理に関しては、令和4年度から青少年健全育成センターから学校教育センターへ事務の移管がされた。

施設名称：金沢市教育プラザ此花、金沢市教育プラザ富樫

施設区分：生涯学習施設

(1) 概況

施設名称	金沢市教育プラザ此花	金沢市教育プラザ富樫
所在地	此花2-7(149-1)	富樫3-10-1
建設年	昭和40年(1965年)	1号館(昭和49年(1974年)) 2・3号館(昭和37年(1962年)) 親子ふれあい館(昭和35年(1960年)) 5号館(昭和62年(1987年))
築年数	築57年	1号館築48年、親子ふれあい館築62年、5号館築35年
土地取得費(円)	不明(明治2年4月1日取得 此花小学校時代から)	1,196,796,012

建物取得費 (円)	63,390,149	1,518,926,864
運営主体	金沢市	金沢市
建物延床面積 (㎡)	2430.92	18,836.10
主たる構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	鉄筋コンクリート造
設置目的	教育・福祉が連携し、子どもの健全な育成を支援する拠点施設として設置	教育・福祉が連携し、子どもの健全な育成を支援する拠点施設として設置
設置根拠	金沢市教育プラザ条例第1条、第2条第1項	金沢市教育プラザ条例第1条、第2条第1項
設置事業内容	体育館貸出業務、教育相談（そだち）、幼児相談室	各部屋、体育館及び視聴覚機材等の貸出業務、ティーチャーサポートセンター、子育て広場、ファミリーサポートセンター、子育て情報案内ルーム、幼児相談室、教育相談（そだち）、電話相談（育児発達・いじめ・虐待等）
施設写真		

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数（来館者数）

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
此花	7,838	8,727	7,579	8,073	6,358
富樫	161,743	161,486	142,053	91,703	96,141

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
此花（千円）	8,105	9,377	9,543	9,590	14,127
富樫（千円）	57,539	75,406	73,449	114,601	111,335

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

施設別長寿命化計画は、「あらゆる世代に対応した新たなコミュニティの形成に繋がる施設であることから、ストックマネジメント計画に基づき施設の長寿命化を図ることとします。」とされ、此花は、長寿命化施設として物理的耐用年数 65 年、ストックマネジメント計画に基づく耐用年数経過時期令和 12 年（2030 年）、富樫は、長寿命化施設として物理的耐用年数 82 年、ストックマネジメント計画に基づく耐用年数経過時期令和 37 年（2055 年）とされている。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/39110/
チラシ・パンフレット	あり

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき意見はない。

② 有効活用の状況

教育プラザは、青少年健全育成センター、こども相談センター、学校教育センター、幼児教育センターを置き、教育と福祉とが連携することで子どもの健全な育成の推進を目的とする。

各施設の利用者（来館者数）の5年推移は以下のとおりである。

此花

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
体育館	6,110	6,838	5,386	5,484	3,532
幼児相談室	167	121	101	101	89
そだち	1,561	1,768	2,092	2,488	2,737
合計	7,838	8,727	7,579	8,073	6,358

富樫

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
A	40,333	40,625	32,386	16,509	16,827
B	18,309	19,308	17,511	10,528	9,925
C	20,348	20,387	17,328	11,320	10,883
D	44,818	47,467	42,161	28,739	28,446
E	4,776	4,176	2,966	1,700	1,256
F	489	545	466	0	583
G	19,777	17,377	17,012	12,723	17,552
H	7,694	7,846	8,681	7,295	7,729
I	5,199	3,755	3,542	2,889	2,940
合計	161,743	161,486	142,053	91,703	96,141
平均人数/日	451	450	395	255	268

A：育児サークル・市民グループ活動 B：市役所関連 C：教職員・保育職員研修 D：子育て
 広場 E：子どもの活動 F：主催事業・教室 G：体育館 H：専門・教育・保育相談 I：幼児
 相談室

施設利用者に対する管理運営費を表にすると、次のようになる。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
此花全体 (人)	7,838	8,727	7,579	8,073	6,358
内体育館 (人)	6,110	6,838	5,386	5,484	3,532
内体育館以外 (人)	1,728	1,889	2,193	2,589	2,826
管理運営費 (千円)	8,105	9,377	9,543	9,590	14,127
管理運営費/人 (円)	4,691	4,964	4,351	3,704	4,999
富樫全体 (人)	161,743	161,486	142,053	91,703	96,141
内体育館 (人)	19,777	17,377	17,012	12,723	17,552
内体育館以外 (人)	141,966	144,109	125,041	78,980	78,589
管理運営費 (千円)	57,539	75,406	73,449	114,601	111,335
管理運営費/人 (円)	405	523	587	1,451	1,417

以上の表から、利用者に対する管理運営費をみると、此花にかかる管理運営費は過大となっており、富樫にかかる管理運営費は、増加傾向にあることが確認された。

③ 維持管理の状況

各施設について、以下の課題の存在を認識している。

此花	富樫
施設が古く老朽化が著しい。	敷地内に複数の棟があり、施設が古く老朽化が著しい。

長寿命化計画では、令和 2 年度の富樫 2、3 号館の外壁工事については、同時に修繕実施との計画となっていたが、予算の制約もあることから、外壁の状態を見て、令和 2 年度は 2 号館のみ実施し、令和 3 年度に 3 号館を実施している。

修繕を行うマニュアル等はなく、安全面を考えて緊急性の高いものから予算担当と相談しながら決めている。また、此花は、様々な公的機関が入所する複合施設であり、市が単独で長寿命化計画を立案できない施設となっている。

5 健康政策課所管施設

(概要)

金沢健康プラザ大手町（以下、「健康プラザ」という。）は、金沢健康プラザ大手町条例（平成 17 年条例第 47 号。以下、「条例」という。）に基づき設置され、すべての市民が健康で生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、保健、医療及び福祉の連携による市民の主体的な健康づくりを推進することを目的としている（条例第 1 条）。

本施設は、昭和 44 年に建設され、石川県医師会館として利用がなされてきたが、平成 17 年より健康プラザとして利用が開始されており、施設管理は、指定管理者に行わせている（条例第 11 条）。指定管理者の業務範囲は、①条例に規定する健康プラザの事業の実施に関する事、②研修室等の使用の承認に関する事、③健康プラザの施設及び設備の維持管理に関する事、④その他健康プラザの管理上市長が必要があると認める業務を掲げている（条例第 12 条）。

平成 17 年より、財団法人金沢総合健康センターを指定管理者として指定してきたが、同法人と公益財団法人金沢福祉サービス公社が合併したことにより、公益財団法人金沢健康福祉財団が設立され、引き続き同法人に指定されている。なお、令和 3 年度の管理運営費は 12,883 千円である。

施設別長寿命化計画では、社会福祉施設については、「安全で安心な福祉健康社会の構築施設であることから、金沢市市有施設ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化を図ることとします。」とし、健康プラザは、長寿命化施設として、物理的耐用年数 65 年、ストックマネジメント計画に基づく耐用年数経過時期 2034 年とされている。

施設名称：金沢健康プラザ大手町

施設区分：社会福祉施設

(1) 概況

所在地	大手町 3-21
建設年月	昭和 44 年 11 月（平成 17 年 11 月健康プラザとして開館）
築年数	築 53 年
土地取得費（百万円）	81（東館の一部）
建物取得費（百万円）	315（東館の一部）
運営主体	公益財団法人金沢健康福祉財団
建物延床面積（㎡）	1752.00
主たる構造	鉄筋コンクリート造
設置目的	すべての市民が健康で生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、保健、医療及び福祉の連携による市民の主体的な健康づくりを推進するため
設置根拠	金沢健康プラザ大手町条例第 1 条
設置事業内容 （提供サービス）	健康づくりに関する講座等の開催、情報の収集及び提供、人材育成、高齢者の介護予防等に関する事業、各部屋の貸出



(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	32,484	30,103	28,484	4,869	9,992

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等）

	決算額	内 130 万円以上の工事費
	金額（千円）	金額（千円）
平成 29 年度	10,770	
平成 30 年度	10,740	
令和元年度	11,210	
令和 2 年度	12,186	
令和 3 年度	12,883	

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

金沢市公共施設等総合管理計画に基づいて、金沢市施設別長寿命化計画で個別計画を策定している。

健康プラザの長寿命化を目的とした大規模修繕は、再整備を計画しているため、長寿命化計画年表において令和 2 年（2020 年）以降に計画されている更新等を行われていない。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www.kanazawa-kenko-plaza.or.jp/
チラシ・パンフレット	リーフレット(施設)及びチラシ(各教室・講座)
その他	メールマガジン(各教室・講座)

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき意見はない。

② 有効活用の状況

本施設は、指定管理者（公益財団法人金沢健康福祉財団、以下、「指定財団」という。）に業務

委任しており、協定書において、「利用者の意見を管理運営に反映させること。」（協定書第4条第1項第3号）、「効率的な運営を行うこと。」（同項第5号）、と定められている。

本施設の利用者数の明細を確認したところ、以下のような状況であった。

平成29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者数(人)	2,322	2,575	3,042	2,832	2,350	3,602	3,970	2,686	2,136	2,115	2,036	2,818	32,484
平均(人/日)	80.1	92.0	101.4	94.4	78.3	128.6	132.3	95.9	79.1	78.3	75.4	93.9	94.4
開館日数(日)	29	28	30	30	30	28	30	28	27	27	27	30	344
平成30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者数(人)	2,075	2,222	2,827	2,363	2,184	3,168	2,482	2,684	1,885	2,517	2,959	2,737	30,103
平均(人/日)	71.6	79.4	94.2	78.8	72.8	113.1	82.7	95.9	69.8	93.2	109.6	91.2	87.5
開館日数(日)	29	28	30	30	30	28	30	28	27	27	27	30	344
令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者数(人)	2,135	2,199	2,707	2,683	2,003	4,515	2,867	2,564	2,157	2,486	1,928	240	28,484
平均(人/日)	76.3	88.0	90.2	89.4	69.1	161.3	98.9	95.0	77.0	92.1	74.2	8.0	84.5
開館日数(日)	28	25	30	30	29	28	29	27	28	27	26	30	337
令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者数(人)	242	140	153	291	276	356	405	413	338	586	652	1,017	4,869
平均(人/日)	8.3	5.2	5.1	10.0	9.2	12.7	13.1	14.8	12.1	21.7	25.1	33.9	14.2
開館日数(日)	29	27	30	29	30	28	31	28	28	27	26	30	343
令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者数(人)	985	331	675	999	561	637	1,203	1,074	796	763	860	1,108	9,992
平均(人/日)	34.0	11.8	22.5	34.4	18.7	22.8	38.8	38.4	28.4	28.3	33.1	36.9	29.0
開館日数(日)	29	28	30	29	30	28	31	28	28	27	26	30	344

指定財団は、利用者アンケートを実施し、事業の改善を行っている。令和元年度は、アンケートの自由記載の意見により、健康スタジオの利用者が運動器具などの使用方法等をより早く習得できるよう、スタッフによる積極的な声掛けを行うよう徹底した。令和2年度は、満足度の低いプログラムの内容について、コロナ禍でも実施可能な Zoom やオンラインを活用した新たな事業（取り組み）を実施した。令和3年度は、満足度の低い「用具・器具の充実」について、健康スタジオの運動器具を最新機種に更新した他、不具合の多かった音響設備を更新した。

③ 維持管理の状況

本施設の点検管理業務は、指定管理者に業務委任することが規定されており（健康プラザ条例第12条第1項第3号）、協定書において維持管理が義務づけられている（協定書第4条）。健康政策課では、点検管理等についての業務報告を受けている。当該施設の経費（コスト）削減の取り組みは、常時点灯する1階ロビーや、3F・4F廊下の蛍光灯を間引きし、電気料金のコスト削減を図ってい

ると回答された。

本施設の修繕や改修の判断は、特に基準はないが、不具合が発生した場合、担当者が処置にあたり、困難な場合には、担当者から設備管理委託業者等へ修理依頼を行う。指定管理の仕様書中、「8 経費について」の中で、「修繕費は、1件 200,000 円未満は指定管理の予算内で執行する」とされており、200,000 円以上の場合は健康政策課と協議している。

健康政策課は、健康プラザの再整備が迫っており、市の構想も鑑みながら指定財団としても既存事業の継続・改廃の検討が求められていると認識している。

施設の有効利用に関しては、指定財団において利用者アンケートの活用等により改善が実施されていたが、健康政策課では、実施の報告を受けて対応を確認しているだけであった。改善内容については確認を行うだけでなく、評価を行うなどにより一層の関与が望まれる。

6 子育て支援課所管施設

(概要)

市が設置する児童館は地区児童館 32 館と城北児童館である。

児童館は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条に規定する児童厚生施設の 1 つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設とされている。厚生労働省による「児童館ガイドライン」では、「児童館は、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。」とされている。

児童館の設備と運営は、児童福祉法第 45 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉施設の設備および運営に関する最低基準（※）が厚生労働省令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 37 条から第 40 条）をもって制定されている。

（※）最低基準とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 45 条第 1 項による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を指す。

市は、金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「児童福祉条例」という。）で、「児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。」としており（児童福祉条例第 5 条第 1 項）、「最低基準を超えて設備等を有している施設においても、最低基準を理由として、その設備等を低下させてはならない」とする（同条第 2 項）。

児童福祉施設の非常災害に関する事項は、施設は「軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。」とする（同条例第 7 条）。

金沢市の児童館は、以下のように説明されている。

「児童館は、子供たちが自由に来館し、遊ぶことができる場所です。金沢市には、32 の地区児童館と 1 つの大型児童館があります。地域の方々に運営されている地区児童館は、幼児向け親子教室、子育て相談、地域交流、小学生を対象とした教室（クラブ活動）など、地域に根ざした様々な活動を通して、子供たちの健全育成の推進を図っています。」（金沢市児童館ポータルサイトより）



地区児童館の管理運営については、指定管理者に委任しており、5 年の指定期間中において会計年度ごとに協定書を締結している。業務内容については、「金沢市児童館指定管理者の業務仕様書」に明記されている。

施設名称：大野町児童館、馬場児童館

施設区分：児童福祉施設

(1) 概況

施設名称	大野町児童館	馬場児童館
所在地	大野町 1-8-5	東山 3-29-22
建設年月	昭和 46 年 2 月	昭和 45 年 4 月
築年数	築 50 年	築 51 年

土地取得費（百万円）	なし	なし(借地)
建物取得費（百万円）	29	8
運営主体	金沢市立大野町児童館振興協力会	金沢市立馬場児童館振興協力会
建物延床面積（㎡）	240.72	206.54
主たる構造	鉄筋コンクリート造 (増築部分:鉄筋コンクリート造一部鉄骨造)	鉄筋コンクリート造
設置目的	児童の情操を豊かにし、あわせて健全な遊びを与えるため	同左
設置根拠	金沢市児童館条例第1条第1項	同左
設置事業内容	基本業務(集会室、遊戯室、図書室等の利用に関する事)、選択事業の実施業務、児童館の施設及び設備の維持管理に関する業務	同左
施設写真		

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大野町児童館	11,378	12,459	10,287	8,703	8,411
馬場児童館	5,551	5,985	3,949	3,863	3,027

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等）

	大野町児童館		馬場児童館	
	決算額	内130万円以上の工事費	決算額	内130万円以上の工事費
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
平成29年度	7,810	2,970	7,600	
平成30年度	8,709		7,971	
令和元年度	8,583		8,270	
令和2年度	8,958	2,585	8,597	
令和3年度	8,696		8,652	

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

施設別長寿命化計画によると、児童福祉施設は、子育て支援・幼児教育の推進に繋がる施設であることから、ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化を図るとされている。

本施設の躯体耐用年数は、金沢市市有施設ストックマネジメント計画「躯体の耐用年数」によると、65年となっている。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	金沢市児童館ポータルサイト(https://kanazawa-city-jidokan.jp/)
その他	児童館だより

⑤ 施設運営・管理にかかる課題

大野町児童館	馬場児童館
児童館の施設整備には、公民協働による運営という金沢方式に基づき、一定割合の地元負担を伴うことから、施設の長寿命化に際しては、地元（指定管理者）に対する説明や協議が必要である。	同左

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき意見はない。

② 有効活用の状況

児童館の運営は、地域の団体（指定管理者）に委任しており、指定管理者において管理運営の事業計画を作成し、金沢市が承認する（協定書第5条）。施設の利用に関する意見の把握に関しては指定管理者に委ねられており、利用者からの感想や意見の聴取は各館において随時行われており、各館の『運営委員会』による審議を通して意見の反映に取り組んでいるものと子育て支援課では認識している。

なお、子育て支援課では、運営委員会の審議事項を提示しており各館はその内容に基づき管理運営規定に審議事項を規定し、審議を行っている。個別の審議については各館に委ねられており、子育て支援課で内容の把握はしていない。

③ 維持管理の状況

児童館における施設の点検記録を確認したところ、馬場児童館の防火シャッターに関して、令和2年度よりE判定とされていたが、令和3年度中に対応されていた。

指定管理者から、計画以外の修繕等の依頼があった場合は、「毎年10月に指定管理者から次年度修繕にかかる要望を受け、翌年度に順次対応している。緊急的な修繕は、随時修繕の規模や緊急性等を踏まえて対応している。」と回答された。子育て支援課は、この要望をもとに、聞き取りや現地調査などを行い、必要性を認めたものについて、次年度に予算要求を行っている。

施設運営・管理の課題として、子育て支援課は「児童館の施設整備には、公民協働による運営という金沢方式に基づき、一定割合の地元負担を伴うことから、施設の長寿命化に際しては、地元（指定管理者）に対する説明や協議が必要」と認識しており、修繕に関しては、市と地元との間の委託契約にそって行われ、委託契約後、地元が工事をした後に完了を確認し、請求に基づき委託料を支払うという手続きとなっている。なお、地元負担については、予算措置として行われており、令和2年度から1/4（市の負担は3/4）となっているが、それ以前は1/3（市の負担は2/3）であった。

7 保育幼稚園課所管施設

(概要)

市が設置する保育所は 13 か所ある。

保育所は、児童福祉法において、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設と定められている（児童福祉法第 39 条第 1 項）。このような保育施設の設置に関して、子ども・子育て支援法上、市町村は、「子供及びその保護者が置かれている環境に応じて、子供の保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子供・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。」とされ、設置が義務付けられている（子ども子育て支援法第 3 条第 1 項第 3 号）。

保育所の設備と運営は、児童福祉法第 45 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉施設の設備および運営に関する最低基準（※）が厚生労働省令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 37 条から第 40 条）をもって制定されている。

（※）最低基準とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 45 条第 1 項による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を指す。

市内には、市立保育所 13 か所、県立認定こども園 1 か所、私立保育所 25 か所、私立認定こども園 92 か所の合計 131 か所の保育所・認定こども園があり（令和 3 年 4 月 1 日現在）、乳児保育、延長保育、休日保育、一時預かり、年末保育、統合保育、夜間保育等、様々な保育を実施している。

施設名称：三馬保育所、八田保育所、矢木保育所

施設区分：児童福祉施設

(1) 概況

施設名称	三馬保育所	八田保育所	矢木保育所
所在地	久安 6-83	八田町東 572	矢木 1-40
建設年月	昭和 45 年 3 月 25 日	昭和 47 年 9 月 19 日	昭和 46 年 1 月 1 日
築年数	築 52 年	築 50 年	築 51 年
土地取得費(千円)	11,658 (一部不明あり)	不明	24,193 (一部不明あり)
建物取得費(千円)	35,700	45,700	84,899
運営主体	金沢市	金沢市	金沢市
建物延床面積 (㎡)	849.77	777.90	653.79
主たる構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
設置目的	保育を必要とする児童を 保育するため	同左	同左
設置根拠	児童福祉法第 35 条第 3 項、金沢市立保育所条例 第 1 条	同左	同左
設置事業内容	保育の提供	同左	同左



(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
三馬保育所	142	129	113	99	103
八田保育所	82	83	79	66	65
矢木保育所	105	93	88	87	83

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等）

	三馬保育所		八田保育所		矢木保育所	
	決算額	内 130 万円以上 上の工事費	決算額	内 130 万円以上 上の工事費	決算額	内 130 万円以上 上の工事費
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
平成 29 年度	6,267		13,677	9,298	5,344	
平成 30 年度	11,319		4,698		10,259	4,357
令和元年度	7,269		4,424		6,214	
令和 2 年度	7,177		6,171		15,941	9,488
令和 3 年度	9,541	2,384	5,664		6,955	

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

施設別長寿命化計画によると、児童福祉施設は、子育て支援・幼児教育の推進に繋がる施設であることから、ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化を図るとされている。

本施設の躯体耐用年数は、金沢市市有施設ストックマネジメント計画「躯体の耐用年数」によると、65年となっている。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	金沢子育てお役立ちウェブ (http://www.kanazawa-kosodate.net/ho/list.html)
チラシ・パンフレット	金沢市保育所・認定こども園等利用手続きのご案内（令和4年4月利用開始） https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/6/87160358.pdf

⑤ 施設運営・管理にかかる課題

長寿命化計画に基づいて、計画的に改修工事を実施していく必要があるが、施設の老朽化により緊急修繕も多く、市立保育所全 13 か所の状況を見ながら、特に児童の安全に関わる部分を重点的に、優先順位をつけて施設修繕等を行っている。令和 2 年度に実施した、子ども子育て審議会市立保育所あり方検討ワーキングチームの調査結果を踏まえ、危険区域に立地する保育所（薬師谷、双葉、三馬、矢木）の再整備を優先的に検討することとしており、確実に実施していく必要がある。

また、三馬保育所は生活道路に、矢木保育所は幹線道路に面した危険な交通事情を抱える保育所として、再整備に際しては移転を考慮するよう報告されており、保育幼稚園課においても施設整備について検討していく必要があると認識している。

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき意見はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない

③ 維持管理の状況

保育所施設の点検は、建築基準法第 12 条に基づく点検、消防点検等法定点検を実施し、指摘のあった事項（修繕を要するもの）について、速やかに修繕を行うこととしている。本施設では、毎月の避難訓練前に安全点検が実施されており、点検箇所を分担し入念な点検が実施され、異常があった場合は報告がなされる。点検チェックについては、安全点検簿が作成され、点検要領には、管理・処置は保育所長が責任を負う旨、明記されている。

修繕は、各所において毎月、安全点検簿により施設全体の状況を確認し、必要に応じて、営繕課と相談して実施している。また、修繕は全保育所の状況を見ながら、児童の安全に関わる内容を最優先に優先順位をつけ、特に大規模修繕は一括施工による効率性が見込まれるものなど営繕課と相談して実施している。

8 歩ける環境推進課所管施設

(概要)

神田交通公園は、昭和43年3月土地区画整理事業の一環として土地区画整理法で定める3%の緑地として造成された土地であり、昭和43年9月に金沢市交通公園として事業計画を決定し、3ヶ年計画により整備充実を図り国庫補助事業として完成したものである。神田交通公園は、金沢市内の児童に対し、早い時期から交通安全教育を実施することにより、日常生活を通じて他人に迷惑をかけない交通知識及び交通道徳を体得させるとともに、進んで決まりを守り安全に行動できる習慣や態度を身につけさせることを目的に、また児童の遊び場として広く利用されている。利用者は小学生以下の児童（4歳以下の幼児は付添が必要）に限定されており、毎年4月中旬～7月中旬の平日は公園のコースを使って自転車安全教室を実施している。

事務所は、公園内に存在し、公園内の監視、駐車場の開錠・施錠のための職員の待機所として使用されている。倉庫も併設され、貸出し用の自転車、足こぎゴーカート等が保管されている。なお、この事務所は、金沢市施設別長寿命化計画の対象としては掲載されていない。

施設名称：神田交通公園 事務所・事業所

施設区分：公園施設

(1) 概況

所在地	新神田3-113
建設年月	昭和45年12月9日
土地取得費（百万円）	不明
建物取得費（百万円）	1.3
運営主体	金沢市
建物延床面積（㎡）	34.12
主たる構造	コンクリートブロック造
設置目的	公園内の監視、駐車場の開錠・施錠のための職員の待機所とする
設置根拠	土地区画事業地区内の3%緑地（都市計画法施行令第25条第6号）内の管理事務所
設置事業内容 （提供サービス）	交通遊具の貸出し

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数 ※公園利用者 (人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	19,605	20,480	23,421	20,641	19,850

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託・役務・工事費等）

	決算額(※公園全体)	内 130 万円以上の工事費
	金額 (千円)	金額 (千円)
平成 29 年度	16,469	
平成 30 年度	14,161	
令和元年度	12,828	
令和 2 年度	2,445	
令和 3 年度	2,907	

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

本施設は、金沢市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画（長寿命化計画）への記載はない。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/arukerukankyosuishinka/gyomuannai/2/1/6132.html
--------	---

外観写真 令和4年10月6日撮影



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき意見はない。

② 有効活用の状況

事務所は公園と有機的につながっており、施設利用においては公園の活用と切り離すことはできない。現状、公園施設全体に対する市の関与が、施設の機能面からの分担によって歩ける環境推進課と緑と花の課にまたがっているため、その点で公園全体の利用促進に関する検討が困難な状況にある。

本施設（公園も含む）については金沢市のホームページに掲載があり、公園の団体予約申請（月に1、2件程度）が主である。公園利用者は、日誌で確認しているが利用者の分類等はなされていなかった。

③ 維持管理の状況

点検管理業務として発注はなく、委託仕様書には「2. 管理の一部の内容（2）委託公園の管理棟・倉庫の管理に関すること。」との記載があり、当該建物の管理が委託されている。受託事業者は、仕様書により、異常がないか日常的に点検をしている。歩ける環境推進課による確認は、不定期（月に一度程度）の現場確認及び管理人への聴取が行われていたが、特に記録もなく、定期的な監督がなされているとはいえない状況である。経費（コスト）削減の取り組みは、日常的に照明のこまめな消灯を心がけていると回答された程度である。

監査時点において、大規模な改修・修繕は計画（長寿命化計画に記載なし）していないが、今後、計画的な点検及び具体的な修繕計画の策定等検討していきたいとのことであった。

なお、本施設の躯体耐用年数は、金沢市市有施設ストックマネジメント計画「躯体の耐用年数」によると、65年となっている。

計画的な点検及び具体的な修繕計画に向けて、建築専門家による専門的な調査を踏まえ、財政面を考慮した改修・修繕の計画を立てるべきである。また、市は契約に基づいた施設管理が行われているか、計画的かつ体系的な監督を実施しなければならない。

現地視察を行ったところ、躯体はかなり老朽化していた（写真①から⑤）。また、事務所内の倉庫の天井に穴が開いており、長期間修繕されずに放置されていた（写真⑥）。

なお、当該倉庫は、利用者がゴーカート等を利用する時及び返却する時に入る倉庫である。

【意見】

神田交通公園の事務所・事業所における天井の穴は、明らかに修繕が必要であり早急に対応すべきである。

9 スポーツ振興課所管施設

(概要)

金沢市が保有するスポーツ施設は、体育館（11 箇所）、テニスコート（5 箇所）、陸上・ソフトボール・スキー・野球・サッカー・広場等（29 箇所）、プール等（4 箇所）、その他（8 箇所）があり、管理運営は指定管理者に委任又は、外部団体に委託している。

金沢市のスポーツ活動は、「金沢市民にとっては『市民の生涯スポーツライフの充実』」「金沢市にとっては『生涯スポーツ社会の実現』」を基本理念とし（第二次金沢市民スポーツ振興基本計画（平成 17 年 3 月））、市民スポーツの推進に取り組んでおり、平成 27 年 3 月には「金沢市スポーツ推進計画」が策定されている。

スポーツ施設については、当該計画における基本目標の 1 つとして、「多様なスポーツに親しむことができる機会の拡大」を掲げており、取組みの方向性として、「スポーツ施設の拠点整備及び既存施設の計画的改修」において、市民ニーズに応じた多様なスポーツ活動ができるスポーツ施設を整備するとともに、既存のスポーツ施設を有効に活用できるよう、その改善を図りながら計画的に改修を行うことが明記されている。具体的な事業展開として、城北市民運動公園の本格整備、内川・戸室スポーツ広場の整備、安原ボールパークの整備等が掲げられている。

なお、スポーツ庁では、地方公共団体が、安全なスポーツ施設を持続的に提供し、国民が身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備できるよう「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を平成 30 年 3 月に策定し、スポーツ施設の安全確保の必要性から、地域のスポーツ環境の持続的な提供を計画的に図っていくための総合的な検討とストック適正化計画の方向性を示している。

施設別長寿命化計画によると、スポーツ施設は、金沢マラソンをはじめとしたスポーツ交流を通じたまちの活性化とスポーツの振興に向けた拠点整備を推進していることから、ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化を図るとされる。

施設名称：城南市民体育館

施設区分：スポーツ施設

(1) 概況

所在地	若草町 1 - 60
建設年月	昭和 47 年 2 月
土地取得費(百万円)	不明
建物取得費(百万円)	46
運営主体	金沢市スポーツ事業団
建物延床面積 (㎡)	994.93
主たる構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
設置目的	市民の体育振興を図るため
設置根拠	金沢市体育施設条例
設置事業内容	体育館の貸出業務

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	33,014	35,225	34,474	24,487	24,764

令和 2 年度、令和 3 年度はコロナ禍で利用者が減少している（特に「まん延防止等重点措置」により、利用制限が課された期間があったことも影響している）。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等）

	決算額	内 130 万円以上の工事費
	金額（千円）	金額（千円）
平成 29 年度	4,243	
平成 30 年度	8,254	3,931
令和元年度	5,697	
令和 2 年度	4,703	
令和 3 年度	3,446	

平成 30 年度はブロック塀の改修工事が行われたことにより、増加している。

130 万円以上の工事費を除いた場合の 1 人当たりのコストは、以下のとおりである。

(円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
129	123	165	192	139

令和 2 年度はコロナ禍で利用者数が著しく減少したことにより増加したものの。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

屋根、外壁が計画から遅れている。特に屋根は5年間先送りされている。市としては「施設老朽化に伴う修繕費の増加」を課題として認識している。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www.kanazawa-sports.jp/use/search/448/
チラシ・パンフレット	金沢市スポーツガイドブック
その他	スポーツ事業団広報誌「Sports Fan」 https://www.kanazawa-sports.jp/corporation/sports-fan/



(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

令和3年度冬季の降雪時には、屋根に積もった雪が融けて雨漏りが発生、体育館の床にバケツを置き、施設利用者のスリップ事故等が起きないように張り紙やビニールテープで注意喚起していた状況にある。また、外壁は横殴りの激しい雨の時には、吹き付けられた雨水が貯まり、壁の中を伝い、内部窓枠の設置箇所を出口として床に雨がたまる状況にある。施設を長く使うため、必要最低限の修繕として、早急に修繕を実施すべきと考える。



【意見】

城南市民体育館の屋根・外壁の修繕を早急を実施し、利用者の使用に支障が生じる状況は改善しなければならない。

施設名称：城北市民体育館

施設区分：スポーツ施設

(1) 概況

所在地	鳴和2-10-44
建設年月	昭和45年12月
土地取得費(百万円)	不明
建物取得費(百万円)	36
運営主体	金沢市スポーツ事業団
建物延床面積 (㎡)	990.59
主たる構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
設置目的	市民の体育振興を図るため
設置根拠	金沢市体育施設条例
設置事業内容	体育館の貸出業務

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	32,970	34,775	36,237	24,063	20,151

令和2年度、令和3年度はコロナ禍で利用者が減少している（特に「まん延防止等重点措置」により、利用制限が課された期間があったことも影響している）。また、令和3年度は長寿命化

計画による大規模修繕が行われ、この期間の利用ができなかったことによるもの。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等）

	決算額	内 130 万円以上の工事費
	金額（千円）	金額（千円）
平成 29 年度	3,410	
平成 30 年度	4,574	
令和元年度	4,151	
令和 2 年度	3,635	
令和 3 年度	36,532	33,578

令和 3 年度は大規模修繕（長期改修計画による屋根の改修工事）が行われたことにより、増加している。130 万円以上の工事費を除いた場合の 1 人当たりのコストは、次のとおりである。

（円）

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
103	132	115	151	147

令和 2 年度、令和 3 年度はコロナ禍で利用者数が減少したことにより増加したものの。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

屋根は平成 30 年、平成 31 年に計画されていたものが令和 3 年に実施され、現在繰り越されている状況にはない。市としては「施設老朽化に伴う修繕費の増加」が課題と認識している。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www.kanazawa-sports.jp/use/search/455/
チラシ・パンフレット	金沢市スポーツガイドブック
その他	スポーツ事業団広報誌「Sports Fan」 https://www.kanazawa-sports.jp/corporation/sports-fan/

・外観及び内観写真



(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

長寿命化計画は、予定された修繕は実施されており、施設に問題は生じていない。
また、日々の維持管理につき、特記すべき事項はない。

10 青少年健全育成センター所管施設

(概要)

金沢市は、豊かな自然環境の中で、自然観察、野外の集団宿泊等の活動による体験を通して青少年の自主性、協調性、創造性等をはぐくむため、青少年野外体験施設を設置することとしており(金沢市青少年野外体験施設条例第1条)、金沢市の所有する青少年野外体験施設は、土子原こども野外広場、娑杉少年の森の2箇所がある。今回の監査対象である土子原こども野外広場は、青少年健全育成センターの所管する施設である。

青少年野外体験施設は、青少年の自然観察、野外の集団宿泊等の活動、青少年団体の指導者の養成に関する活動等に使用させることとしている。

青少年の野外教育の振興に関しては、青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議による「青少年の野外教育の充実について：報告」(平成8年7月)が作成されている。その中で、野外教育の場の整備・活用面からの課題として、青少年教育施設の充実が挙げられており、特色ある自然環境、施設設備、人的条件を活用し、学校や民間団体等が参考となるようなモデル的なプログラムの開発、教材や指導マニュアルの開発、野外教育の啓発、調査研究の充実、各種の情報収集・提供機能の充実などが求められている。

施設名称：土子原こども野外広場

施設区分：生涯学習施設

(1) 概況

所在地	曲子原町ソ 13
建設年月	昭和 26 年 1 月 1 日
土地取得費(百万円)	不明
建物取得費(百万円)	15
運営主体	金沢市
建物延床面積 (㎡)	237.66
主たる構造	木造
設置目的	豊かな自然環境の中で、自然観察、野外の集団宿泊等の体験を通して青少年の自主性や協調性、生き抜く力を育む
設置根拠	金沢市青少年野外体験施設条例第2条
設置事業内容 (提供サービス)	宿泊棟・グラウンド・野外炊事場の貸出し

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	1,871	2,392	1,858	700	751

令和2年度、令和3年度はコロナ禍で利用者が減少している(特に「まん延防止等重点措置」により、利用制限が課された期間があったことも影響している)。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等）

	決算額	内 130 万円以上の工事費
	金額（千円）	金額（千円）
平成 29 年度	1,224	
平成 30 年度	1,324	
令和元年度	1,209	
令和 2 年度	2,250	
令和 3 年度	1,046	

利用者 1 人当たりのコスト (円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
654	554	651	3,214	1,393

令和 2 年、令和 3 年度はコロナ禍で利用者が大きく減少したことにより増加したものの。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

長寿命化計画対象外施設である。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/nagadobeiseishonenkoryucenter/gyomuannai/1/1/7785.html
--------	---



(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

本施設は旧小学校を転用したものである。

利用者は「原則、金沢市に住所を有する15名以上の次の団体」とされている。

- ・小学生以上の児童、生徒及び指導者
- ・各種青少年団体及び指導者
- ・その他、金沢市長が適当と認めた団体（幼稚園・保育所の園児及び指導者等）

本施設の利用にあたっては、利用料は徴収されていない。利用者は限定されており、広く一般の市民が利用できるものではない。本施設の目的は、「青少年の自主性や協調性、生き抜く力を育む」ということであり、そのために利用者を限定し、目的を達成するものである。施設自体は、廃校の有効活用であり、市民に理解されるものと考えられる。

③ 維持管理の状況

日々の維持管理につき、特記すべき事項はないが、屋根において写真のように錆が酷い状況となっていた。本施設は、現在、コロナ禍で屋内施設はほぼ使用されていないものの、それ以前は一定の利用があり、今後においても一定の需要は見込まれる。本施設は木造であり、高地にあることから、平野に比べ降雪量も多い。錆の進行で耐久性が損なわれることに加えて、積雪の重さにより突然に崩壊する懸念もあり、早急に修繕などの対応をすべきものとする。



【意見】

土子原こども野外広場の宿泊棟は、安全に施設を維持していくため、錆びた屋根の修繕を計画的に実施すべきである。

現地調査時、屋根付き広場にある分電盤ボックスの錆が著しく、ボックスが閉まらない状況にあった。分電盤の設置・使用は、使用説明書に火災・感電の恐れから注意事項として「扉は確実に閉め、施錠管理すること」の厳守を求めている。以前より定期点検業者が指摘しており、現地調査時には修繕されていなかったが、報告書が提出されるまでに修繕が実施された。



11 生涯学習課所管施設

(概要)

生涯学習とは、「一人ひとりが自らの充実を図り、生きがいを探求しながら、他の人々と親しむ心情を育むことを通じて社会の構成員としての意識にめざめ、こころを広く豊かに持ち、人間としての自信と誇りに支えられてより一層自らを高めていこうとする営み」とされ、令和3年3月には生涯学習の推進のため策定されてきた金沢市生涯学習振興基本計画（基本計画）が改定された。

生涯学習推進拠点となる施設の整備については、基本計画において、市民の誰もが、必要なときに価値ある学習を行えるよう、ICTを活用して学習情報を発信するとともに、市民が学びやすいよう、公民館や市民交流センターなど生涯学習環境の整備を図るとした方向性が示され、具体的な施策として、生涯学習の拠点とな中央公民館の再整備と地区公民館の機能の強化、里山教育、宇宙教育の拠点としてのキゴ山ふれあい研修センター3棟の教育活動の充実、中央公民館や地区公民館、図書館、美術館等の生涯学習事業を実施する施設間の幅広い連携が掲げられている。

施設別長寿命化計画によると、生涯学習施設は、あらゆる世代に対応した新たなコミュニティの形成に繋がる施設であることから、ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化を図るとされる。

施設名称：キゴ山ふれあい研修センター 青少年交流棟

施設区分：生涯学習施設

(1) 概況

所在地	小豆沢町ヲ4
建設年月	昭和63年4月
土地取得費(百万円)	不明
建物取得費(百万円)	873
運営主体	金沢市
建物延床面積(m ²)	3,914.83
主たる構造	鉄筋コンクリート造
設置目的	心身ともに健全で、創造性豊かな青少年の育成を図るとともに、広く市民の生涯学習の振興に資するため
設置根拠	金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例
設置事業内容 (提供サービス)	研修室等の貸出業務、宿泊研修団体の受け入れ業務

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	10,922	11,684	9,169	6,504	9,485

本施設は、宿泊を伴う利用が多く（日帰り利用も可能）、ベッド数等により収容数が限られる。令和2年度はコロナ禍で完全に施設が利用できない期間があり、大きく減少している。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等）

	決算額	内 130 万円以上の工事費
	金額（千円）	金額（千円）
平成 29 年度	220,343	140,112
平成 30 年度	102,432	16,218
令和元年度	97,650	6,593
令和 2 年度	70,799	
令和 3 年度	91,199	6,109

利用者 1 人当たりのコストについて、平成 29 年度は大規模修繕が行われたことによりコストが増加している。

130 万円以上の工事費を除いた場合は、次のとおりである。

(円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
7,346	7,379	9,931	10,885	8,971

令和 2 年度はコロナ禍で利用者数が著しく減少したことにより増加したものの。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

電気と給排水設備は計画から遅れている。ビジターハウスについては、屋根と外壁は計画から遅れている。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/kigo/
--------	---





(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

施設の活用状況は、稼働率からは問題がない。しかし、次のような状況が確認でき、施設活用に関して一部の制約により、使用を断念していると考えられる。

本施設は体育館が併設されており、「バスケットボール1面またはバレーボール2面またはバドミントン4面・卓球台5台」が使用可能であり、小学生、中学生、高校生といった学生にも合宿等で多く利用されている。このうちバスケットボールに関しては、バスケットゴールが大人用の高さ（競技ルールでは中学生以上は大人用の高さ）のものであり、小学生用の高さに調節可能なものとなっていない。このため、バレーボールやバドミントン、その他の体育館利用を目的とした小学生は本施設の利用価値を十分に享受できるものの、小学生のバスケットボールクラブは本施設の利用はできない（利用は断念する）状況である。市民体育館にあるバスケットゴールは小学生用の高さにも調整可能であり、小学生も利用しており、既存のバスケットゴールが壊れ、修繕や取り換えが行われるのであれば、本施設においても、利用者がなるべく制限されないよう（実質的に制限されている状況がないよう）対応すべきものである。

③ 維持管理の状況

修繕等に関して、長寿命化計画からは遅れており、温水ボイラーは、設置2台とも老朽化により、本来の想定される火力が出ないことから、フルパワーで常に使用している状況にある。この老朽化した温水ボイラーが止まった場合、宿泊はできないこととなる。本施設は、事前の宿泊予約を必要とし、利用者にとっては前々から本施設の宿泊を含めた予定を立てることが想定されることから、このような状況は改善しなくてはならない。

【意見】

キゴ山ふれあい研修センター青少年交流棟について、施設宿泊の利用を妨げないように、老朽化した温水ボイラーは取り替えの検討が必要である。

施設名称：金沢市中央公民館長町館

施設区分：生涯学習施設

(1) 概況

所在地	長町2-2-43
建設年月	昭和35年1月
土地取得費(百万円)	57(土地、建物)
建物取得費(百万円)	(土地に含む) + 改修費276
運営主体	金沢市教育委員会
建物延床面積(m ²)	2,774.38
主たる構造	鉄筋コンクリート造
設置目的	市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため
設置根拠	社会教育法第21条 金沢市公民館設置条例
設置事業内容 (提供サービス)	各部屋の貸出業務、地区公民館との連携事業の開催、市民グループ活動の支援

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	141,905	150,536	121,263	70,706	28,330

令和2年度、令和3年度はコロナ禍で利用者が減少している。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額(人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等)

	決算額	内130万円以上の工事費
	金額(千円)	金額(千円)
平成29年度	23,868	
平成30年度	23,783	
令和元年度	25,067	
令和2年度	26,076	
令和3年度	25,458	

利用者1人当たりのコストについては、次のようになる。令和2年度、令和3年度はコロナ禍で利用者数が著しく減少したことにより増加した。

(円)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
168	158	207	369	899

- ③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況
屋根以外は計画年から繰り越されている状況である。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/chuokominkan/gyomuannai/1/1/7777.html
--------	---

・外観写真



(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

本施設は旧小学校を転用したものであり、避難場所に指定されている。しかし、建物の老朽化を理由に、耐震調査が行われておらず、建築年を考えれば、一般的には耐震化が行われていない施設と認識される。耐震化を除く、避難場所としての最低限必要な修繕は行われているが、当該状況を利用者は認識できないことを考慮すると、このような状況では利用者に実害が及ぶ可能性を否定できず、本施設利用者が安心・安全に使用できるよう、市はこの施設のあり方を検討し、耐震化についても検討すべきである。

【意見】

金沢市中央公民館長町館は避難場所に指定されているが、建物の老朽化を理由に、耐震調査が行われていない。施設利用者は当該状況を知らずに利用しており、市はこの施設のあり方を検討し、耐震化についても考慮すべきである。

施設名称：金沢市旭日公民館 ※旧朝日小学校倉庫の一部

施設区分：生涯学習施設

(1) 概況

所在地	加賀朝日町ホ 33
建設年月	昭和 36 年
土地取得費(百万円)	不明
建物取得費(百万円)	8 (旧朝日小学校を改修)
運営主体	金沢市旭日公民館振興協力会
建物延床面積 (㎡)	106.89
主たる構造	木造
設置目的	地域住民への生涯学習の推進を図る
設置根拠・貸出根拠	当初は金沢市学校設置条例、現在は社会教育法第 21 条、金沢市公民館設置条例第 1 条
設置事業内容 (提供サービス)	各種事業の企画・運營業務、貸館業務 など

(2) 現状分析

① 過去 5 年間の利用者数

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	1,869	1,721	1,703	315	400

公民館として利用されており、利用者はほぼ地域住民となっている。

令和 2 年度、令和 3 年度はコロナ禍で公民館活動が減ったことにより減少している。

② 過去 5 年間の施設運営・管理にかかる決算額 (人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等)

	決算額	内 130 万円以上の工事費
	金額 (千円)	金額 (千円)
平成 29 年度	91	
平成 30 年度	96	
令和元年度	131	
令和 2 年度	133	
令和 3 年度	398	

利用者 1 人当たりのコスト

(円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
49	56	77	422	995

令和 2 年、令和 3 年度はコロナ禍で利用者が大きく減少したことにより増加したものの。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

長寿命化計画対象施設であり、その他施設に分類され、建築年次 1952 年、物理的耐用年数 100 年、ストックマネジメント計画に基づく耐用年数経過時期 2052 年としている。

④ 情報開示度の状況

ホームページ	http://www7.kyokujituhomelala.or.jp/index.html
--------	---

・施設写真



(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

地域のコミュニティの拠点として、十分な行政への貢献があると考えられる。

③ 維持管理の状況

市は旭日公民館振興協力会と施設管理運営に関する協定書を締結し、毎年の契約更新時に決算書の他に活動実績報告書及び事業実績報告書の提出を求め、事業等の実施状況を確認している。業務仕様書に従い、利用者の安全を確保するため、イベント等の開催においては、利用者の導線やテント等備品の設置状況について複数人で確認するとともに、避難経路の案内も行っている。

12 福祉政策課所管施設

(概要)

金沢市は、「高齢者、障害者及び児童の自主的又は創造的な活動を推進し、市民の福祉保健活動及びボランティア活動への参加を支援し、もって市民福祉の充実に資するため、福祉館を設置する」(金沢市松ヶ枝福祉館条例第1条)と定めており、福祉館として「金沢市松ヶ枝福祉館」を設置する。

当該福祉館は、高齢者、障害者及び児童の自主的又は創造的な活動、福祉保健に関する相談活動の実施及び研修会等の開催、福祉ボランティアの育成、福祉団体等の連携及び協力等の事業を行うこととされている(同条例第3条)。

当該福祉館の管理は、指定管理者に行わせており、施設及び設備の維持管理に関しても委任業務の範囲に含まれている(同条例第10条)。

施設別長寿命化計画によると、社会福祉施設は、安全で安心な福祉健康社会の構築に繋がる施設であることから、ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化を図るとされる。

施設名称：金沢市松ヶ枝福祉館

施設区分：社会福祉施設

(1) 概況

所在地	高岡町7-25
建設年月	昭和38年9月1日
土地取得費(百万円)	不明(緑と花の課所管)
建物取得費(百万円)	421
運営主体	金沢市
建物延床面積(m ²)	1908.77
主たる構造	鉄筋コンクリート造
設置目的	福祉のまちづくりを推進する拠点として各種事業を展開
設置根拠	金沢市松ヶ枝福祉館条例
設置事業内容 (提供サービス)	各部屋の貸出業務

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	75,790	77,883	74,009	18,222	31,541

令和2年度、令和3年度はコロナ禍で利用者が減少している。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等）

	決算額	内 130 万円以上の工事費
	金額（千円）	金額（千円）
平成 29 年度	13,684	
平成 30 年度	13,862	
令和元年度	14,363	
令和 2 年度	15,517	
令和 3 年度	16,682	

利用者 1 人当たりのコストについて、次のように令和 2 年度、令和 3 年度はコロナ禍で利用者数が著しく減少したことにより増加した。

(円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
181	178	194	852	529

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

屋根、外壁とも計画から相当期間経過している。
市は「老朽化のための修繕」を課題と認識している。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	http://www.kana-syakyu.jp/support/kmfr.html
--------	---

外観写真



(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

この施設は旧小学校を転用したものである。公的負担を減らし、住民のニーズを満たすものである。

改修工事は、長寿命化計画通りには行われていない。屋根は、時折雨漏りが生じている状況にあり、現建物を長期間利用する観点からも、早期に改修すべきものである。

その他、視察時に以下の問題があった。なお、市と指定管理者との間で締結されている協定書には、「(防犯、防災及び緊急時対策等) 受注者(=指定管理者)は、施設が不特定多数の利用者が利用する公の施設であるという認識に基づき、防犯、防災及び不良行為の防止に万全の対策を講じ、未然の事故の防止に細心の注意を払わなければならない。発注者(=金沢市)は必要と認めるときは、防犯、防災等に必要な施設設備の整備に努めるものとする。」とある。

集会室として利用している旧教室は、写真のとおりバルコニーはなく、外部空間と教室との仕切りは窓のみであるが、窓の手すりの位置が低く、現在、感染症対策のために窓を開けて換気を促している状況もあり、昭和38年建設当時の建築基準法上は問題ないとしても、利用者が窓から転落する危険性がある。

会議室利用者には注意喚起し、特に小学生以下の子どもがいる場合には会議室を使用しないよう促している状況(ウェブサイトの施設概要にも「小学生以下の入室制限中」と掲載され、利用申請書においても「転落事故防止の観点から小学生以下の利用不可」と記載されている)であるが、小学生に限らず転落リスクは十分にあるため、転落事故を防ぐ対応を早急にすべきものと考えられる。



【意見】

金沢市松ヶ枝福祉館は、施設の一部（窓枠の下部（腰壁）の位置）に安全上のリスクがある。利用者に周知はしているものの、事故の起きやすさ、事故が起きた際の大きさを考え、転落事故を防ぐ対応をすべきである。

建物の外にある非常階段に監視カメラは設置されているが、柵や扉がないため、非常階段を上ることに物理的な制限はなく、一定の身長がないと屋上まで上がるための階段に手は届かないものの、小学校高学年であれば手を伸ばして上がることは可能である。また、上がることが想定されていない屋上のため、屋上に柵はない。

実際に、監視カメラにより大人が屋上に上がったことが報告されているが、監視カメラで常時監視・阻止できるものではなく、現状では、不慮の事故を招きかねないため、非常階段への侵入を防ぐ対応をすべきと考える。



【意見】

不慮の事故を招きかねないため、金沢市松ヶ枝福祉館における施設の非常階段への侵入が容易な状況は改善しなくてはならない。

施設名称：いきいきギャラリー

施設区分：社会福祉施設

(1) 概況

所在地	安江町3-16
建設年月	昭和42年10月
土地取得費(百万円)	22(面積174.31㎡)
建物取得費(百万円)	33
運営主体	金沢市(金沢市社会福祉協議会に事業委託)
建物延床面積(㎡)	合計365.61 木造地上2階 建築面積100.41 延べ面積214.41 鉄筋コンクリート造地上3階 建築面積50.41 延べ面積151.20
主たる構造	木造、鉄筋コンクリート造
設置目的	当初の目的は横安江町商店街への集客の一助 現在の目的は高齢者、障害者の社会参加の促進と生きがづくり
設置根拠・貸出根拠	収福政第1373-3号 行政財産の用途又は目的外使用の許可
設置事業内容	・高齢者が生涯学習施設等で制作した作品及び障害者が福祉施設等で制作した作品の展示、販売 ・高齢者や障害者の生きがづくり、福祉保健サービスに関する情報の提供

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数(来館者数)

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ来館者	3,602	3,673	3,561	2,428	1,901
研修室・交流室					
団体数	11団体	13団体	10団体		
人数	830人	966人	822人		
展示スペース	1件	1件	1件	1件	
市民教室	2件	2件	1件		

来館目的別の内訳は把握されていない。

感染症対策ができず、令和2年度及び令和3年度の研修室・交流室の利用はなかった。

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額

(千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	5,549	6,320	5,492	5,817	5,949
内委託料	3,750	3,750	3,870	3,900	4,180
内補助金	1,494	1,494	1,530	1,548	1,674
内修繕費	305	1,076	92	369	95

市は金沢市社会福祉協議会に、いきいきギャラリー運営事業を委託し、運営費を補助している。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

長寿命化計画対象外施設である。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページで情報提供している。(www3.spacelan.ne.jp/~ikiiki/)

掲載されている主な内容は、以下のとおりである。

- ・事業開始 平成10年9月19日
- ・運営主体 金沢市（金沢市社会福祉協議会に事業委託）
- ・設置経緯 大型店の進出により増加する、商店街の空き店舗の対策
- ・コンセプト

高齢の方・障害のある方が、生きがいと個性を発揮する場

高齢化社会に向けて、新しいショッピングスタイルを提案する場

福祉のサービス・福祉機器の情報を提供する場

市民の交流の場

地元商店街と福祉団体との連携・協力の場

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

直近3回分の点検履歴は、令和元年5月、令和3年6月、令和4年6月であった。法定点検である建築設備及び防火設備の点検が実施された結果、対応が必要な箇所が特定されたが、概ね良好であった。

補助事業を実施するために使用している部分の施設使用料は、市の福祉政策に資するとの理由から、全額免除とされている。

金沢市社会福祉協議会との委託契約書には、委託事項として福祉保健などの情報を市民に提供する事項、建物の維持管理に関する事項と2つ記載されている。また、補助事業の目的は、横安江町商店街の空き店舗を利用し、地域住民の参加と協力により、高齢者・障害のある方の社会参加と自立支援を促進し、生きがいづくりを目指すとともに、地元商店街等と連携して地域の活性化を図り、活力ある福祉のまちづくりを推進することとしている。

委託契約書に記載されている委託事項として、福祉保健などの情報を市民に提供する事項を行うこととされているが、パンクした電動車が放置されていることや、DVD再生機器が使用できない状態であったことは、福祉保健などの情報を市民に提供する準備が行われていないことである。

【意見】

いきいきギャラリーの使用できない備品は、修繕または廃棄することで、市民への情報提供が円滑に行えるよう施設を整える必要がある。

横安江町商店街イベントへの参加実績は以下のとおりであった。

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
7回	6回	4回	2回	2回

コロナ禍でイベント活動が自粛されたため、イベントは減少した。しかし、それを補うために障害福祉サービス事業所に声掛けするなど新たな出展者を募ることや、地区社会福祉協議会の会議などでいきいきギャラリーのお菓子等を配布・紹介する工夫をしているとのことである。今後、ホームページの更新等により、潜在的な施設利用者を発掘する工夫も必要である。



道路から見た外観



店舗内の作品展示状況



感染症対策ができず使用されていない会議室

13 文化政策課所管施設

(概要)

金沢市は、文化政策課が所管する研修施設として、「金沢市牧山ガラス工房」と「金沢市民芸術村」を設置している。

「金沢市牧山ガラス工房」とは、「ガラス工芸の自由な創作活動の場として広く利用に供し、もって本市における工芸の振興に資するため」に設置すると定められており（金沢市牧山ガラス工房条例第1条）、「金沢市民芸術村」は、「文化の創造を担う若人たちが集い、新たな市民芸術の創作活動を行い、演劇、音楽等の練習及び成果発表をする場並びに市民が憩い、レクリエーション等の活動を行う場として利用に供し、もって市民の芸術文化の振興等に寄与するため」に設置すると定められる（金沢市民芸術村条例第1条）。

両施設の管理は、指定管理者が行っており、施設及び設備の維持管理に関しては委任業務の範囲に含まれている（金沢市牧山ガラス工房条例第13条、第14条、金沢市民芸術村条例第15条、第16条）。

施設別長寿命化計画によると、市民の教養向上を図るほか、工芸作家の育成や、ものづくり産業の活性化に資する研修施設については、ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化を図るとされる。

金沢ふるさと偉人館、金沢歌劇座、金沢蓄音器館、泉鏡花記念館、金沢市立中村記念美術館の設置に関しては条例により規定されており、設置の目的として「郷土が生んだ優れた先人を顕彰し、その業績を広く市民に伝えるとともに、市民がこれらの先人に親しみ、学ぶため」（ふるさと偉人館条例第1条）、「広く市民が芸術文化にふれあう機会及び芸術文化に関する活動の場を提供するとともに、市民による多様な芸術文化の創造及び継承の促進を図り、もって市民の芸術文化の振興に資するため」（金沢市芸術文化ホール条例第1条）、「国内有数の歴史的価値のある蓄音器及びレコード盤その他の音楽資料を貴重な文化的資料として保存し、及び広く市民に公開し、もって文化の振興に資するため」（金沢蓄音器館条例第1条）、「郷土が生んだ文豪泉鏡花の作品や業績を広く市民に伝えるとともに、市民がその文芸作品に親しみ、学ぶことにより、文化の振興に資するため」（泉鏡花記念館条例第1条）、「美術品等を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、もってその教養の向上と文化の発展に寄与するため」（金沢市立中村記念美術館条例第1条）が掲げられ、市民のための施設であることが理解できる。

施設別長寿命化計画によると、文化観光施設については、城下町が醸成した伝統と文化に基づく暮らし・生業が独特の佇まいを生み出している本市の魅力を更に高める施設であることから、ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化を図るとされる。

施設名称：金沢市牧山ガラス工房

施設区分：研修施設

(1) 概況

所在地	牧山町二 57
建設年月	平成 11 年 5 月
土地取得費（百万円）	0.7
建物取得費（百万円）	120.7

運営主体	金沢市（指定管理：公益財団法人金沢芸術創造財団）
建物延床面積（㎡）	730.61
主たる構造	鉄骨平屋建
設置目的	ガラス工芸の自由な創作活動の場として広く利用に供し、もって本市における工芸の振興に資するため
設置根拠	金沢市牧山ガラス工房条例
設置事業内容 （提供サービス）	貸し工房（アトリエ、研磨室等）、作品展示

（２）現状分析

① 過去5年間の利用者数

（人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	3,365	3,759	2,981	2,668	2,462

本施設の利用は技術研修者や作家等、一定の者に限られており、施設設備（部屋数、炉や研磨機の台数）による収容数が限られている。令和2年度、令和3年度はコロナ禍で利用者が減少している。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等）

	決算額	内130万円以上の工事費
	金額（千円）	金額（千円）
平成29年度	21,627	
平成30年度	15,255	
令和元年度	15,043	
令和2年度	52,751	31,066
令和3年度	18,659	

令和2年度は大規模修繕（長期改修計画に記載されている外壁工事等）もありコストが増加している。

利用者1人当たりのコストについて、130万円以上の工事費を除いた場合の1人当たりのコストは、次のとおりである。

（円）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
6,427	4,058	5,046	8,128	7,579

令和2年度、令和3年度はコロナ禍で利用者数が減少したことにより増加したものの。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

計画された改修時期に至っていない状況である。市は「コロナ禍の影響もあり、県外の利用者が減少している」ことを課題と認識している。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www.utatsu-kogei.gr.jp/info/others/
--------	---

・外観及び内観写真



(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

日々の維持管理等、特記すべき事項はない。

施設名称：金沢市民芸術村

施設区分：研修施設

(1) 概況

所在地	大和町1-1
建設年月	平成8年10月
土地取得費(百万円)	4,979.1
建物取得費(百万円)	1,528.3
運営主体	金沢市(指定管理：公益財団法人金沢芸術創造財団)
建物延床面積(m ²)	5161.52
主たる構造	木造、鉄筋コンクリート造
設置目的	文化の創造を担う若人たちが集い、新たな市民芸術の創作活動を行い、演劇、音楽等の練習及び成果発表をする場並びに市民が憩い、レクリエーション等の活動を行う場として利用に供し、もって市民の芸術文化の振興等に寄与するため

設置根拠	金沢市民芸術村条例
設置事業内容 (提供サービス)	全日 24 時間使用可能な貸施設 (アート工房、ミュージック工房、パフォーミングスクエア等)

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	187,549	202,432	166,573	59,293	74,947

令和 2 年度、令和 3 年度はコロナ禍で減少している。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額 (人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等)

	決算額	内 130 万円以上の工事費
	金額 (千円)	金額 (千円)
平成 29 年度	197,304	30,753
平成 30 年度	161,639	3,783
令和元年度	203,910	36,828
令和 2 年度	195,360	23,452
令和 3 年度	201,374	29,172

利用者 1 人当たりのコストについて、130 万円以上の工事費を除いた場合の 1 人当たりのコストは、次のとおりである。

(円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
888	780	1,003	2,899	2,298

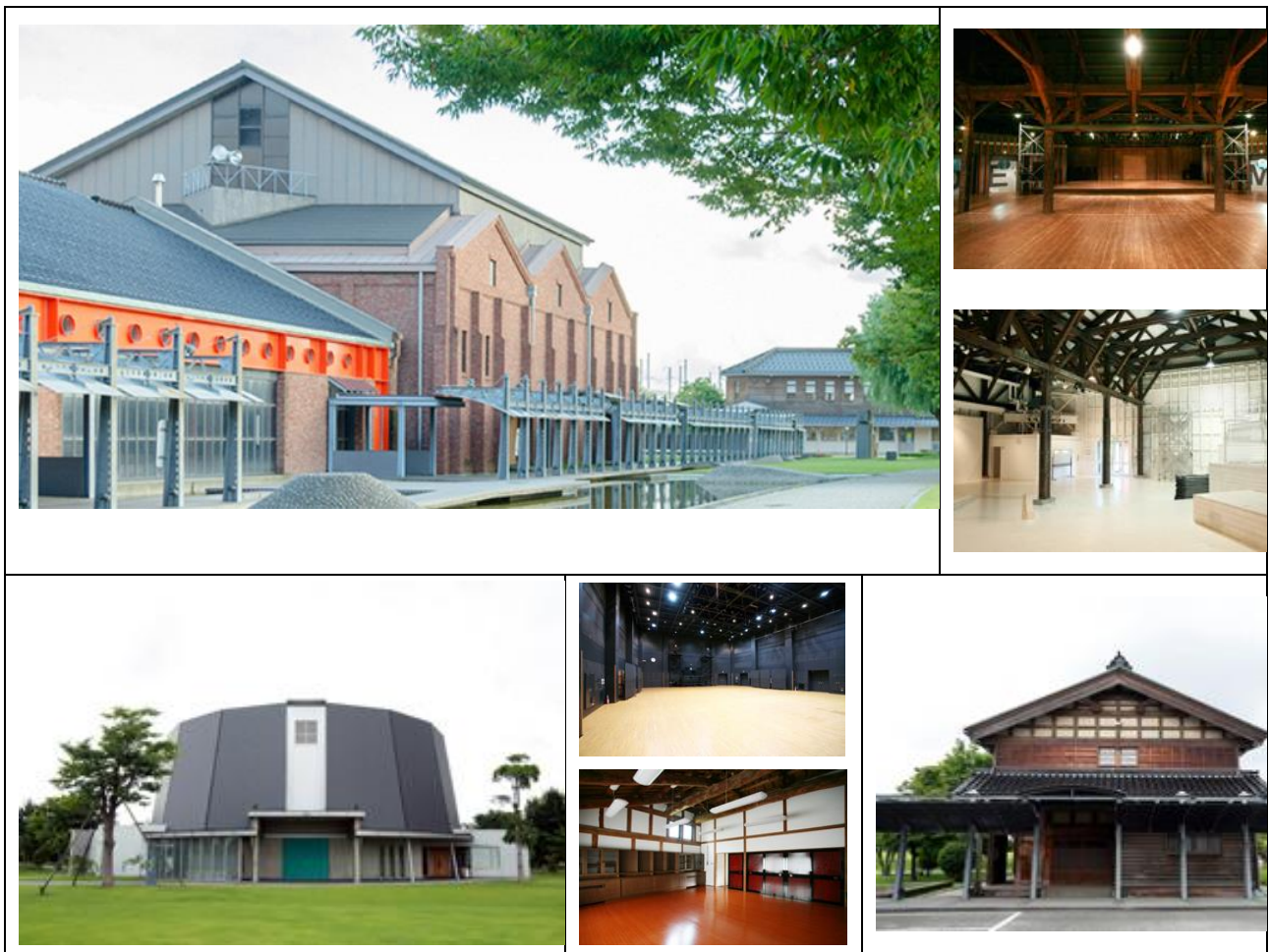
令和 2 年度、令和 3 年度はコロナ禍で利用者数が著しく減少したことにより増加したものの。

③ 長寿命化計画 (個別施設計画) の進捗状況

計画通り実施されている。市は「新型コロナウイルス感染症の影響で年間利用者数が伸び悩んでいる」ことを課題と認識している。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www.artvillage.gr.jp/
チラシ・パンフレット	あり
その他	イベント情報掲載誌「ACTION!」



(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

日々の維持管理等、特記すべき事項はない。

施設名称：金沢ふるさと偉人館

施設区分：文化観光施設

(1) 概況

所在地	下本多町6-18-4
建設年月	昭和32年12月
土地取得費(百万円)	不明
建物取得費(百万円)	466.5

運営主体	金沢市（指定管理：公益財団法人金沢文化振興財団）
建物延床面積（㎡）	1,830.07
主たる構造	鉄筋コンクリート造
設置目的	郷土が生んだ優れた先人を顕彰し、その業績を広く市民に伝えるとともに、市民がこれらの先人に親しみ、学ぶため
設置根拠	金沢ふるさと偉人館条例
設置事業内容 （提供サービス）	郷土の偉人に関する資料の収集・保管・展示

（２）現状分析

① 過去５年間の利用者数 （人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	20,271	21,980	18,803	13,957	14,789

令和 2 年度、令和 3 年度はコロナ禍で減少している。

② 過去 5 年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等）

	決算額	内 130 万円以上の工事費
	金額（千円）	金額（千円）
平成 29 年度	37,724	
平成 30 年度	38,985	
令和元年度	38,722	
令和 2 年度	35,964	
令和 3 年度	63,912	24,750

利用者 1 人当たりのコストについて、令和 3 年度は昇降機の改修工事がありコストが増加している。130 万円以上の工事費を除いた場合の 1 人当たりのコストは、次のとおりである。

（円）

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1,861	1,774	2,059	2,577	2,648

令和 2 年度、令和 3 年度はコロナ禍で利用者数が著しく減少したことにより増加したもの。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

屋根、外壁とも計画から著しく遅れている。市は「新型コロナウイルス感染症の影響で入館者数が伸び悩んでいる」ことを課題と認識している。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www.kanazawa-museum.jp/ijin/
チラシ・パンフレット	あり
その他	Twitter、note

・外観及び内観写真



(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

日々の維持管理について、特記すべき事項はない。

施設の修繕は長寿命化計画通りには実施されていない。屋根は雨漏りすることがあり、その都度、修繕対応することで大きな問題は生じていない状況とのことであった。本施設は、歌劇座の隣接地にあり、大規模修繕の実施は、歌劇座を含めた計画となることも想定される。



展示スペースは、雨漏りが生じた際にすぐに対応できるよう、天井の格子が外されている。

施設名称：金沢歌劇座

施設区分：文化観光施設

(1) 概況

所在地	下本多町6-27
建設年月	昭和37年5月
土地取得費(百万円)	不明
建物取得費(百万円)	544.0
運営主体	金沢市(指定管理：公益財団法人金沢芸術創造財団)
建物延床面積(m ²)	10,308.86
主たる構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
設置目的	広く市民が芸術文化にふれあう機会及び芸術文化に関する活動の場を提供するとともに、市民による多様な芸術文化の創造及び継承の促進を図り、もって市民の芸術文化の振興に資するため
設置根拠	金沢市芸術文化ホール条例
設置事業内容 (提供サービス)	貸施設(ホール、会議室等)

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	327,538	322,764	352,292	56,503	142,326

この施設は、ホールにおいては有名歌手のコンサートや楽団の演奏会、劇団や歌舞伎の公演会が開催され、大集会室においては展覧会が開催される等、集客数はイベントの開催数に大きく依存する。令和2年度、令和3年度はコロナ禍で、特に令和2年度はイベント開催が中止、企画自体の減少が著しく、利用者数は大きく減少した。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等）

	決算額	内 130 万円以上の工事費
	金額（千円）	金額（千円）
平成 29 年度	157,825	
平成 30 年度	63,761	
令和元年度	68,039	2,783
令和 2 年度	134,774	12,756
令和 3 年度	133,379	8,528

市から指定管理者への支払いに関し、平成 29 年度までは利用料金収入（施設利用者からの料金収入）に関係なく必要な経費を指定管理料として指定管理者へ支払う方式をとっていたが、平成 30 年度より利用料金制度が導入され、指定管理者の直接の収入となったため相応の減少となっている。令和 2 年度、令和 3 年度については、コロナ禍による利用料金収入の減少分の補填により、増額となっている。

利用者 1 人当たりのコストについて、利用料金制度の採用により平成 30 年度からは、実質的に市が負担する利用者 1 人当たりのコストを算出した。令和 2 年度、令和 3 年度はコロナ禍で利用者が減少したことによりコストが高くなっている。

(円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
482	198	185	2,159	877

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

外壁、空調設備等、長寿命化計画からは著しく遅れている状況にある。市は「新型コロナウイルス感染症の影響で年間利用者数が伸び悩んでいる」ことを課題と認識している。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www.kagekiza.gr.jp/
チラシ・パンフレット	あり
外観	内観
	

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

本施設は建替が検討されている施設であることもあり、策定された長寿命化計画通りに工事は実施されていないため、一部老朽化が見られる。例えば、配管は前回の工事で溶接が鉄で行われているため、腐食して水漏れがこの3年間で3回起きている。

トイレの水に井戸水を利用していることから、井戸水の成分から黄ばんでいたり、配管が詰まる原因の一つにもなっている。また、4台ある冷温水発生機については、利用には支障ないが、水漏れしており、部品交換対応で使用を続けている。市も当該状況は把握している。

		冷温水発生機 漏水をビニールシートで排水溝に流れるよう対処している。
--	--	---------------------------------------

施設名称：金沢蓄音器館

施設区分：文化観光施設

(1) 概況

所在地	尾張町2-11-21
建設年月	昭和40年4月
土地取得費(百万円)	159.7
建物取得費(百万円)	280.7
運営主体	金沢市(指定管理：公益財団法人金沢文化振興財団)
建物延床面積(m ²)	618.58(収蔵庫除く)
主たる構造	鉄筋コンクリート造
設置目的	国内有数の歴史的価値のある蓄音器及びレコード盤その他の音楽資料を貴重な文化的資料として保存し、及び広く市民に公開し、もって文化の振興に資するため

設置根拠	金沢蓄音器館条例
設置事業内容 (提供サービス)	蓄音器等歴史的音楽資料の収集・保管・展示

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数 (人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	23,645	24,319	21,000	8,664	6,947

この施設の利用者の多くは県外からの観光客である。このため、特にコロナ禍の影響が強く出ており、令和2年度、令和3年度は大きく減少している。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額 (人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等)

	決算額	内130万円以上の工事費
	金額(千円)	金額(千円)
平成29年度	47,142	17,421
平成30年度	27,848	
令和元年度	28,411	
令和2年度	30,137	
令和3年度	31,818	

利用者1人当たりのコストについて、130万円以上の工事費を除いた場合の1人当たりのコストは、次のとおりである。

(円)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,257	1,145	1,353	3,478	4,580

令和2年度、令和3年度はコロナ禍で利用者数が著しく減少したことによる。

③ 長寿命化計画(個別施設計画)の進捗状況

屋根、外壁については、令和4年度に実施された。

市は「新型コロナウイルス感染症の影響で入館者数が伸び悩んでいる」ことを課題と認識している。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www.kanazawa-museum.jp/chikuonki/
チラシ・パンフレット	あり



(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

日々の維持管理等、特記すべき事項はない。

施設名称：泉鏡花記念館

施設区分：文化観光施設

(1) 概況

所在地	下新町2-3
建設年月	昭和36年1月
土地取得費(百万円)	245.1
建物取得費(百万円)	159.9
運営主体	金沢市(指定管理：公益財団法人金沢文化振興財団)
建物延床面積(m ²)	431.09
主たる構造	木造
設置目的	郷土が生んだ文豪泉鏡花の作品や業績を広く市民に伝えるとともに、市民がその文芸作品に親しみ、学ぶことにより、文化の振興に資するため
設置根拠	泉鏡花記念館条例
設置事業内容 (提供サービス)	泉鏡花に関する資料の収集・保管・展示

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	26,753	22,365	18,993	8,414	6,077

この施設の利用者の多くは県外からの観光客である。このため、特にコロナ禍の影響が強く出ており、令和2年度、令和3年度は大きく減少している。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等）

	決算額	内 130 万円以上の工事費
	金額（千円）	金額（千円）
平成 29 年度	37,618	
平成 30 年度	28,905	
令和元年度	32,780	
令和 2 年度	34,710	
令和 3 年度	36,153	

利用者1人当たりのコストについては、次のようになる。令和2年度、令和3年度はコロナ禍で利用者数が著しく減少したことにより増加した。

(円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1,406	1,292	1,726	4,125	5,949

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

外壁工事が計画通り実施されていない状況が確認された。ただし、本施設は、平成11年に既存の民間建物を市が取得し、記念館として利用できるよう改修したものであるが、長寿命化計画は主に記念館への改修工事を起点に立案されており、木造建築物そのものの維持にかかる改修ではない。

市は「新型コロナウイルス感染症の影響で入館者数が伸び悩んでいる」ことを課題と認識している。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www.kanazawa-museum.jp/kyoka/
チラシ・パンフレット	あり
その他	Twitter、Facebook



(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

本記念館は、泉鏡花の生家跡（生家は明治時代の火災により焼失）に建つ木造2階建の建物と土蔵3棟からなる建物を改修し整備されたものであり、木造2階建の建物には、1階が記念館スペース、2階が事務所となっている。職員は2階でデスクワークをし、休憩をとっているが、建物自体の経年劣化、また地盤の変化により、建物自体の歪みや傾きが起きており、特に2階は建物の中心から外側に向けての傾きが顕著で、視察時に体感したが、平衡感覚が失われる状況であった。

市と指定管理者との間で締結された協定書（『金沢市文化等観覧施設の管理に関する協定書』）では、「(防犯、防災及び緊急時対策等) 受注者（=指定管理者）は、文化等観覧施設が不特定多数の利用者が利用する公の施設であるという認識に基づき、防犯、防災及び不良行為の防止に万全の対策を講じ、未然の事故の防止に細心の注意を払わなければならない。発注者（=金沢市）は必要と認めるときは、防犯、防災等に必要な施設設備の整備に努めるものとする。」とある。

本施設は、木造であり、十分な耐震状況にないが、本建物自体は泉鏡花の生家ではなく、建物自体に歴史的価値があるわけではない。

本施設は、地震時の入館者や職員の生命の安全確保、歴史的価値のある所蔵品の保護の観点から長寿命化計画にそぐわないものと考えられる。隣接する旧菓子文化会館の跡地の活用を見据えて、今後の施設のあり方を検討していくことを期待する。



視察時、地面の歪み等で締まりが悪くなっていた扉の補修が行われていた。



施設名称：金沢市立中村記念美術館

施設区分：文化観光施設

(1) 概況

所在地	本多町3-2-29
建設年月	平成元年9月
土地取得費(百万円)	なし
建物取得費(百万円)	301.8
運営主体	金沢市(指定管理：公益財団法人金沢文化振興財団)
建物延床面積(m ²)	913.0(茶室等除く)
主たる構造	鉄筋コンクリート造
設置目的	美術品等を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、もってその教養の向上と文化の発展に寄与するため
設置根拠	金沢市立中村記念美術館条例
設置事業内容 (提供サービス)	美術工芸品等の収集・保管・展示、貸施設(茶室)

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	33,233	39,344	31,800	11,704	11,535

この施設の利用者の多くは県外からの観光客である。このため、特にコロナ禍の影響が強く出ており、令和2年度、令和3年度は大きく減少している。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額（人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等）

	決算額	内 130 万円以上の工事費
	金額（千円）	金額（千円）
平成 29 年度	86,880	37,655
平成 30 年度	49,561	3,563
令和元年度	66,445	22,925
令和 2 年度	58,835	14,909
令和 3 年度	45,976	

利用者1人当たりのコストについて、平成29年度、平成30年度、令和2年度は大規模改修工事等もありコストが増加している。130万円以上の工事費を除いた場合の1人当たりのコストは、次のとおりである。

(円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1,481	1,169	1,369	3,753	3,986

令和2年度、令和3年度はコロナ禍で利用者数が著しく減少したことにより増加したものの。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

平成29年度、平成30年度、令和2年度に大規模改修工事を行っている。

市は「新型コロナウイルス感染症の影響で入館者数が伸び悩んでいる」ことを課題と認識している。

④ 利用者への施設情報の提供方法

ホームページ	https://www.kanazawa-museum.jp/nakamura/
チラシ・パンフレット	あり
その他	Twitter、Instagram

・外観及び内観写真



(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

現地調査した結果、特記すべき事項はない。

14 文化財保護課所管施設

(概要)

浅丘埋蔵文化財分室は、昭和 58 年度に浅丘小学校の廃校が決定し、埋蔵文化財の収蔵庫として利用開始した時期は不明であるが、木造平屋建ての建物を埋蔵文化財の収蔵施設として使用しており、選挙が行われる際の投票所として建物の一部を使用している。

埋蔵文化財である出土品は、報告書への掲載について判定を行い、掲載した出土品は平成 7 年建設の建屋に、掲載しない出土品は昭和 26 年建設の旧小学校の建屋とその周辺に区分して保管している。

施設名称：浅丘埋蔵文化財分室

施設区分：庁舎施設

(1) 概況

所在地	浅丘町力 11
建設年月	① 昭和 26 年 1 月 旧浅丘小学校の校舎建設 ② 平成 7 年 3 月 埋蔵文化財収容施設建設
土地取得費(百万円)	明治 2 年 1 月 1 日取得との記録 学校所在地は旧花園村、その後森本町に合併、更に金沢市に合併 現在記録等が残されていない 学校用地面積 240.67 m ²
建物取得費(百万円)	なし
運営主体	金沢市
建物延床面積(m ²)	① 521 ② 211.53
主たる構造	① 木造 ② 木造平屋建て
設置目的	発掘調査により出土した埋蔵文化財を保管
設置根拠・貸出根拠	当初は金沢市学校設置条例 現在は文化財保護法 102 条、平成 9 年文化庁次長通知 出土品の取扱い について(庁保記録 182 号)、平成 11 年度石川県教育委員会教育長通知 石川県出土品取扱い基準について
設置事業内容	埋蔵文化財の保管 旧小学校のため、選挙投票所として従来から継続して使用している

(2) 現状分析

① 過去 5 年間の利用者数(来館者数)

常時無人施設である。出土した出土品の見学希望を受けた際に、埋蔵文化財センター職員が収蔵庫に向かい、該当する資料を埋蔵文化財センターへ持ち帰り、見学希望に応じている。一般市民が現地施設に立ち入り、見学や作業を行うことはない。

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
決算額（千円）	6	9	10	7	10

決算額は、電気料のみ。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

長寿命化計画対象外施設である。

④ 利用者への施設情報の提供方法

市民への公表を前提とする施設ではない。

出土品を見たいという要望には、この施設から埋蔵文化財センターへ移送して対応している。

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

当該施設については、今後の活用を想定して対応すべき課題がある。

市内の遺跡からの出土品は、金沢市内に設置した埋蔵文化財収蔵庫にて保管している。浅丘埋蔵文化財分室以外には、福島埋蔵文化財収蔵庫（旧福島小学校跡地に軽量鉄骨平屋建ての倉庫建物）及び薬師谷埋蔵文化財収蔵庫（元農林水産省補助により設置された山間部下水道施設を譲渡、鉄筋コンクリート平屋建ての施設）がある。出土品の増加により、今後とも必要とされる保管場所は増加するものと予想される。保管対象の出土品に関しては、石川県出土品取扱基準で、「国・県・市町村指定史跡からの出土品については、保管する必要がない出土品であっても、指定史跡からの出土品であることを考慮し、原則として保管する。分布・確認・試掘調査において出土品については、保管する必要がない出土品であっても、遺跡の存在決定にかかわる出土品であることを考慮し、原則として、保管するものとする。保管する必要がない出土品であっても、地域的・時代的な希少性や、出土した遺跡の性格、遺構、出土状況等を考慮し、将来にわたり保管・活用の必要性・可能性がある場合には、保管するものとする」と定められており、出土品の廃棄は実質上停止されている。

今後において、出土品の保管を無制限に継続する場合には、出土品の保管コストは市の負担となる可能性が高い。市は、出土品の取扱いに関する持続可能な対応を県と協議し、埋蔵文化財の収納に関する補助制度がない状況下、出土品の踏み込んだ取扱いに関する検討を進める必要がある。

また、建物の窓が破損した状態で放置されており、旧小学校建屋の老朽化した室内には動物の糞が散在し、適切な維持管理が実施されているとはいえない。このような状況で選挙投票所としての活用を継続することは、問題があると考ええる。

【意見】

浅丘埋蔵文化財分室について、衛生環境に問題があるため、鳥獣の侵入を防ぐ対策を実施する必要がある。



旧浅丘小学校を埋蔵文化財保管施設として活用している。



旧小学校の裏側から、ガラス窓が破損した状態

15 普通財産

(概要)

公有財産は、行政財産と普通財産に分類される。行政財産は、さらに公用財産、公共用財産及び予定公物に分類される。公用財産は市の事務又は事業を行うために市が直接使用することを本来の目的とする財産（例えば、市役所庁舎、下水道処理場等）、公共用財産は住民一般の利用に供することを本来の目的とする財産（例えば、学校、図書館、公園等）、予定公物は将来公用又は公共用の目的に供することに決定されている公有財産（例えば、道路予定地、庁舎建設予定地等）に分類される。一方、普通財産は行政財産以外の一切の公有財産（例えば、廃道敷、廃川敷等）である。

普通財産は、行政財産のように行政執行上の手段として直接使用されるものではなく、その経済的価値を保全発揮することにより、間接的に普通公共団体の行政に貢献せしめるものであり、その貸し付けに当たっては、当該財産の将来的利用計画を十分検討の上で行うべきであり、原則として長期の貸し付けは行うべきではないとされている。

行政財産は、その用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）

施設名称：旧金沢市立上平小学校

施設区分：生涯学習施設

所 管：教育総務課

(1) 概況

所在地	上平町八 25-2
建設年月	大正 2 年 1 月 1 日
土地取得費（百万円）	2
建物取得費（百万円）	5
運営主体	金沢市
建物延床面積（㎡）	435
主たる構造	木造
設置目的	当初は、教育施設 現在は地区住民が参加する行事として使用
設置根拠・貸出根拠	当初は、金沢市学校設置条例
設置事業内容	上平地区（7 町会）の地区住民が参加する行事（高齢者の集い、定期的は教室）として校舎内を使用している 市の防災計画上は避難所として指定されている 選挙投票所として使用されている

(2) 現状分析

① 過去 5 年間の利用者数（来館者数）

地区住民の施設利用状況は、利用者数としては把握されてはいない。

ただし、平成 30 年 1 月現在の旧上平小学校の施設管理及び利用状況によると、以下の記録が残っていた。

・高齢者の集い

「木曜クラブ」 毎週木曜日、14～16時、6～15名が集まり、軽い体操、介護施設からの講習会などを行っている。

月1回の講（十七講）を開催している。

・定期的な教室

「大正琴の練習」 木曜日、19～21時、8名で大正ロマンの会として練習し、公民館の文化祭や福祉施設での演奏活動を行っている。

「太鼓演奏の練習」 火曜又は金曜日、19～21時、7名～10名で地区外の方々と共に練習し、公民館の文化祭や福祉施設で演奏を行っている。

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額 (千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	699	518	395	439	840
内光熱水費	82	80	67	108	74
内役員費	85	83	82	83	100
内委託料	250	244	246	248	248
内修繕費	282	111			418

施設管理に係る決算額が低額に抑えられている理由は、上平地区（7町会）の住民により平成10年3月以降、以下の作業が無償で実施されていることによる。

ア. 校舎周辺及び運動場の草刈り作業（年2回：6月と10月）、

必要に応じて除草剤の散布、排水溝の掃除（年1回：6月）

イ. 中庭（花壇）にある花の植栽（年2回：6月と11月）、花壇内の除草作業

ウ. その他

高齢者が集う（木曜クラブ）時に校舎内の掃除（月1回）

降雪対策（窓への雪囲い取り付け・取り外し、12月と3月）

降雪時の屋根雪下ろし

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

長寿命化対象外施設である。

④ 利用者への施設情報の提供方法

地元での施設利用が前提であるため、特に情報は発信していない。

地元以外の団体に年1回キャンプとして使用を許可している。

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

平成 10 年 3 月に旧上平小学校が閉校して以来、市は地元の上平小学校跡地対策委員会と無償貸付契約を交わし、旧上平校下の地元住民は旧校舎を住民活動施設として利用しており、施設は地区住民の活動に活用され、維持管理は十分にされている。

山間部にある旧小学校施設のある地域では、地域住民が小学校を中心にコミュニティを形成しており、小学校の廃校により当該小学校施設の使用を中止することは住民の合意が得難い。長期的な施設の利用計画は作成されてはいないものの、上平小学校跡地対策委員会の施設利用の実態からすると、今後の継続する意思はあるものと推察される。

施設に関しては、総務課において、住民活動による活用等の現状把握が十分になされているとは言えない状況であった。施設が住民活動にどのように活用されているかについては、定期的に検討することが必要であり、そのためには年間のスケジュールを確認の上、実施状況の把握できる体制の整備が望ましい。

将来の課題としては、当該施設は大正 2 年建設の建造物であることから、木造建築物の耐震に関して、校舎活用に伴う危険がある旨を地元住民に十分説明し、その上で必要な対応を図るべきであろう。



正面入口 未利用時は施錠されている



地元住民による整備がされている中庭



体育館内部

施設名称：駒帰資料保管所

施設区分：その他施設

所 管：総務課

(1) 概況

所在地	駒帰町又 40-1
建設年月	昭和 30 年 1 月
土地取得費 (百万円)	3 (一部不明)
建物取得費 (百万円)	19 (一部不明)
運営主体	金沢市
建物延床面積 (㎡)	939
主たる構造	木造

設置目的	平成 10 年 3 月小学校の用途廃止後、文化施設課の用途で活用され、令和元年度に普通財産として総務課へ引き継がれた
設置根拠・貸出根拠	当初は金沢市学校設置条例、現在はなし
設置事業内容	選挙時には投票所として利用

(2) 現状分析

① 過去 5 年間の利用者数（来館者数）

選挙時以外に使用した実績はない。

② 過去 5 年間の施設運営・管理に係る決算額

(千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
決算額			1,528	1,369	1,489
内光熱費			204	184	177
内委託・役務費			222	210	210
内工事費			814	715	842

130 万円以上の大規模な工事はない。委託・役務費は、し尿浄化保守、電気工作物保守、消防用設備保守に関するものである。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

長寿命化計画対象外施設である。

④ 利用者への施設情報の提供方法

普通財産であるため、特に情報提供は行っていない。

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

市は、中山間地域の廃校を最小限の経費で管理している。

維持管理（トイレ機能、電気機能、消防機能）を保持はしているものの、人手が入っていないため、急激に劣化が進行していた。建物のドアの一部が半開きのままとなっており、以前は花壇として使用されていた建物の裏地は、イノシシ等の害獣により荒らされていた。

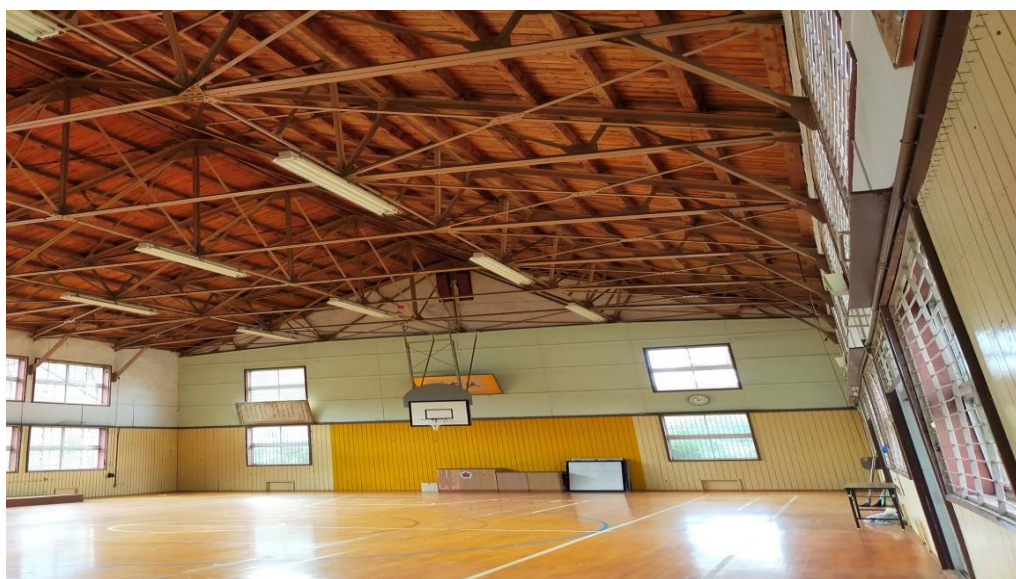
これまでのところ、当該施設において資料保管の機能は停止され、選挙の投票所として使用されている。また、当該施設は耐震化がなされていないため、広く清潔な体育館も全く利用されずに放置されている。

以上の施設の管理状況を勘案すると、現在、選挙の投票所として使用しているので、早急に施

設のあり方を検討する必要はないが、投票所の変更等があった場合などには、今後の施設のあり方を検討することを視野に入れておくことを期待する。



グラウンドから見た全景



使用されていない体育館

施設名称：元安原中学校体育館

施設区分：スポーツ施設

所 管：総務課

(1) 概況

所在地	福増町北 1076
建設年月	昭和 29 年 1 月 1 日
土地取得費 (百万円)	不明(面積は 2,716.42 m ²)
建物取得費 (百万円)	10.7
運営主体	金沢市

建物延床面積 (㎡)	622.13
主たる構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
設置目的	旧安原出張所・公民館・児童館・老人憩いの家と元西南中学校安原分校の体育館が一体の敷地にあり、建物が繋がっていたが、区画整理により、体育館以外は隣接地に新設され、体育館は地元要望により取り壊さず、昭和62年4月から無償貸付けしている
設置根拠・貸出根拠	市有財産条例第8条第3号
設置事業内容	安原公民館へ公民館、町会事業及び体育活動の場等として無償貸付中

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数（来館者数）

借手の安原公民館から施設の活用状況に関する報告を受けていない。

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額

借手の安原公民館が光熱費等を負担しているため、施設運営・管理費は発生していない。

貸付契約書第6条には、貸付物件の維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、全て借手の負担とすると規定されている。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

長寿命化計画対象施設であり、スポーツ施設に分類され、建築年次1953年、物理的耐用年数82年、ストックマネジメント計画に基づく耐用年数経過時期2035年としている。

④ 利用者への施設情報の提供方法

特に情報提供は行っていない。

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

視察時は施錠されていたため、建物内部は確認できなかったものの、建物の外観に大きな傷は確認されなかった。しかし、屋根の裏側の鉄筋が露出している箇所があり、日常点検が十分でない可能性がある。

直近の普通財産借受更新申請書に添付されている利用・事業計画書には、以下の記載がある。

事業の実施期間 昭和62年4月1日から令和5年3月31日
事業の実施者 安原公民館
事業内容(具体的) 安原地区の公民館、町会事業及び体育活動の場として使用
貸付経緯 昭和 62 年地元要望により安原公民館に体育館の無償貸付開始
今後の方向性 相手方への売却可能性・有償貸付可能性 とともに無し

貸付の期間は貸付の原則3年に基づき、3年ごとに貸付契約を更新している。事業内容の具体的な実績を確認した資料等は確認できなかった。

また、施設の課題として、建設から70年が経過し、老朽化の進行や未耐震であることから、その対応が必要になるとのことである。



正面から見た施設



屋根の裏

施設名称：金石銭屋町集会所

施設区分：生涯学習施設

所 管：総務課

(1) 概況

所在地	金石北2-169
建設年月	昭和45年3月31日
土地取得費(百万円)	不明(面積は80.59㎡)
建物取得費(百万円)	0.2
運営主体	金沢市
建物延床面積(㎡)	28.92
主たる構造	木造平屋建
設置目的	土地は金石町町有地であったため合併により昭和18年11月に権利承継により取得
設置根拠・貸出根拠	市有財産条例第8条第3号
設置事業内容	金石銭屋町会に町会集会所として無償貸付中

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数(来館者数)

集会所としての活用実態は把握されていない。

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額

借主である金石銭屋町会が光熱費等を負担しているため、施設運営・管理費は発生していない。

③ 長寿命化計画(個別施設計画)の進捗状況

長寿命化計画対象施設であり、生涯学習施設に分類され、建築年次1969年、物理的耐用年数100年、ストックマネジメント計画に基づく耐用年数経過時期2069年としている。

④ 利用者への施設情報の提供方法

普通財産であるため、特に情報提供は行っていない。

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

視察時は施錠されていたため、建物内部は確認できなかったものの、建物外観に傷みはなく、周辺の掃除も行き届いていた。

直近の普通財産借受更新申請書に添付されている利用・事業計画書には、以下の記載がある。

事業の実施期間 昭和18年12月1日から令和6年3月31日
事業内容（具体的） 『集会場』
貸付経緯 金石町町有地であったため合併により権利承継
今後の方向性 相手方への売却可能性・有償貸付可能性 ともに無し

貸付期間は貸付の原則である3年は経過しており、事業内容の具体的な実績を確認した資料等は確認されていない。



道路から見た建屋

施設名称：上野保育園

施設区分：児童福祉施設

所 管：総務課

(1) 概況

所在地	小立野1-660-1
建設年月	昭和43年4月18日
土地取得費(百万円)	1.8 面積 195.00 m ²
建物取得費(百万円)	19
運営主体	金沢市
建物延床面積(m ²)	653.22
主たる構造	鉄筋コンクリート造
設置目的	東部丘陵地区の保育所需要増のため、市立保育所の設置事業として進めていたが、急遽社会福祉法人を設立して経営させることとなったもの
設置根拠・貸出根拠	市有財産条例第8条第3号
設置事業内容	保育所として無償貸付中

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数（来館者数）

総務課では利用者数を把握していない。

別途、市（保育幼稚園課）は、毎月保育所の入所者数の報告を受けている。

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額

借手である社会福祉法人崎浦福祉会が修繕費を負担しているため、施設運営・管理費は発生していない。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

長寿命化計画対象外施設である。

④ 利用者への施設情報の提供方法

普通財産であるため、特に情報提供は行っていない。社会福祉法人崎浦福祉会のホームページによると、創設は昭和43年4月、定員は96名、職員構成は園長・主幹保育教諭ほか、年齢別の園児構成は5歳児（まつ組）・4歳児（ふじ組）・3歳児（うめ組）・2歳児（もも組）・1歳児（うさぎ組）、0歳児（ひよこ組）とある。

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

当該施設の行政への貢献は、通常の保育サービス以外に、延長保育及び一時預かりなど、子育て世帯を支援する事業の用に供されていることから、一定の評価はできる。

③ 維持管理の状況

視察時において、上野保育園園長から、2階部分の雨漏りについては、コスト節約の観点から自主修繕をしたが、その他原因不明な水漏れ箇所がまだ存在するとの説明を受けた。

施設内を巡回した限りでは、防犯対策や感染症対策、園児の安全対策などの維持管理は良好であることが確認された。

直近の普通財産借受更新申請書に添付されている利用・事業計画書には、以下の記載がある。

事業の実施期間 昭和43年4月1日から令和7年3月31日

事業内容 保育園の運営

今後の方向性 相手先への売却可能性 保育所建て替え時に交渉要

有償貸付可能性 無し

社会福祉法人崎浦福祉会への施設売却は、貸付契約書に園の建替をもって資力の余力とみなすとの記載がある。



正面玄関から見た施設



雨漏りで応急対応した箇所

施設名称：ヘルパーステーション（旧広坂消防署泉野出張所）

施設区分：社会福祉施設

所 管：総務課

（1）概況

所在地	泉野町5-92
建設年月	昭和45年1月24日（現在の事務所、自転車置場） 昭和63年3月29日（現在の事務所増築分）
土地取得費（百万円）	不明（面積は504.83㎡）
建物取得費（百万円）	12.6（事務所）、0.4（自転車置場）、24.8（事務所増築分）
運営主体	金沢市
建物延床面積（㎡）	319.18
主たる構造	鉄筋コンクリート造（事務所、事務所増築分）、鉄骨造
設置目的	消防署の用途廃止後、平成13年度に普通財産として総務課へ引き継がれた

設置根拠・貸出根拠	市有財産条例第8条第3号
設置事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階部分は地域サロンとして無償貸付中 ・ 2階部分と駐車場はヘルパーステーションとして有償貸付中

施設を貸付した経緯は以下のとおりである。

当該施設は、平成13年度の旧広坂消防署泉野出張所からの用途変更時に、未耐震であることを理由に建替えを想定していない施設であった。建物を取壊し売却することに関して、地元の同意が得られなかったため、平成23年4月から1階部分を地域サロンとして泉野地区社会福祉協議会へ無償貸付し、平成30年4月から2階部分を増泉ヘルパーステーションとして公益財産法人金沢健康福祉財団に有償貸付を継続している。

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数（来館者数）

1階部分の地域サロンの利用者数等の報告はない。

2階部分のヘルパーステーションの利用者数等の報告はない。

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額（千円）		65		84	

決算額は全て修繕工事費である。130万円以上の工事費はない。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

長寿命化計画対象外施設である。

④ 利用者への施設情報の提供方法

普通財産であるため、特に情報提供は行っていない。

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

視察時、ガレージ入口の天井塗装が剥がれていた。利用者が安全に駐車するための日常点検が行われているか確認する必要がある。施設利用については、各階において活発な活動の実態が確認された。

ヘルパーステーション部分に関して、直近の普通財産借受更新申請書に添付されている利用・事業計画書に以下の記載がある。

事業の名称 訪問介護事務所
事業の実施期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日
事業内容(具体的に) 増泉ヘルパーステーション、駐車場
貸付経緯 設置する適当な場所がなかったため

なお、駐車場部分を含めて、貸付料を算出し徴収されている。
地域サロン部分に関して、以下に記載がある。

事業の名称 旧広坂消防署泉野出張所
事業の実施期間 平成23年4月1日から令和5年3月31日
事業の内容(具体的に) 地域サロン
貸付経緯 平成13年6月10日消防から引継ぐ

貸付期間がそれぞれ貸付の原則である3年は経過しており、事業内容の具体的な実績を確認したが、資料等は確認されなかった。



施設正面



ガレージ入口の天井塗装の状況

施設名称：旧福島小学校

施設区分：生涯学習施設

所 管：総務課

(1) 概況

所在地	福島町チ 330
建設年月	昭和 24 年 1 月 1 日 (現在の集会所) 昭和 24 年 11 月 7 日 (現在のスロープ上屋)
土地取得費 (百万円)	不明 (面積は 1,788.33 m ²)
建物取得費 (百万円)	17.9 (集会所)、1.4 (スロープ上屋)
運営主体	金沢市
建物延床面積 (m ²)	146.45
主たる構造	木造
設置目的	昭和 55 年 3 月小学校の用途廃止後、他の用途で活用され、平成 5 年度に普通財産として総務課へ引き継がれた (地元要望による使用)
設置根拠・貸出根拠	市有財産条例第 8 条第 3 号 町会活動の場として使用
設置事業内容	地元集会所として無償貸付、選挙時には投票所として利用

(2) 現状分析

① 過去 5 年間の利用者数 (来館者数)

貸付先の福島地区協議会からは集会所としての利用人数の報告は受けていない。

福島地区協議会会長への聞き取りによると、年 3 回程度の利用実績があったとのことである。

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額 (千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
決算額	80	1,770	1,325	623	507
内光熱費				11	27
内委託・役務費	22	26	26	26	26
内工事費		486	259	413	396
内謝金、負担金	58	1,258	1,040	173	58

130 万円以上の工事費はない。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

長寿命化計画対象外施設である。

④ 利用者への施設情報の提供方法

特に情報提供は行っていない。

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

視察において、施設は清潔に掃除され適切に維持管理されていることを確認した。

直近の令和3年2月28日に作成の普通財産借受更新申請書、普通財産無償貸付・減額貸付申請書に添付されている利用・事業計画書には以下の記載がある。

事業の実施期間 昭和 59 年 8 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
 事業内容(具体的に) 集会場
 貸付経緯 廃校となった小学校の体育館を改修し、集会所として無償貸与
 今後の方向性 相手方への売却可能性、有償貸付化可能性 とともに無し

具体的な事業内容としては、「集会場」とのみ一言記載されているが、事業内容の具体的な実績を確認した資料等は確認されなかった。

貸付期間が貸付の原則である3年は経過している。視察の際に、集会所入口には利用記録簿(ノート)が備え付けられており、当該ノートには記録があるものの、市に対してその使用実績を報告する運用にはなっていない。

当該施設は、未耐震であり、躯体の老朽化が進んでおり、普通財産であることから将来の建て替えは想定されていない。

当該施設は老朽化していることを考慮すると、いずれは用途の廃止となることも考えられる。施設の利用は年数回程度であり、利用程度としては高いものとはいえず、費用対効果を考慮する

と、今後の施設利用については検討が必要である。その場合は、借受者への対応や中山間地域のコミュニティ拠点の必要性を勘案した協議が必要となろう。



外観 スロープのある入口



室内の状況

施設名称：旧金沢市ホームヘルプサービスステーション

施設区分：社会福祉施設

所 管：福祉政策課

(1) 概況

所在地	泉野町 1 - 393 - 4
建設年月	昭和 41 年 12 月
土地取得費 (百万円)	62 (面積 319.88 m ²)
建物取得費 (百万円)	1
運営主体	金沢市 (「NPO 法人いずみの」に貸与)

建物延床面積 (㎡)	99.37
主たる構造	木造
設置目的	当初はホームヘルプサービス事業のため
設置根拠・貸出根拠	金沢市市有財産条例第8条第3号
設置事業内容	ホームヘルプサービス事業及び地域デイサービス事業(一部)として使用していたが、現在は、地域デイサービス事業を行う社会福祉法人第四善隣館と高齢者等への配食サービス事業を行う「特定非営利法人いずみの」に貸し付けている

当該施設の取得から現在に至る経緯は以下のとおりである。

平成9年9月に、地域デイサービス事業(市委託事業)を行う上で、既存施設では利用者増に対処できないことから、隣接する当該物件を市が大蔵省(当時)から買収し、10月から、その一部をホームヘルプサービス事業場所として第四善隣館に使用させた。

同年11月、市は残りの一部分について、第四善隣館に老人デイサービス施設として使用させた。

平成10年11月、建物の残りの部分について、「配食センターいずみの弁当」に、精神障害者の福祉的就労の場を確保するため、「配食センターいずみの」として目的外使用を許可した。

平成11年8月に、「配食センターいずみの弁当」が精神障害者家族会「泉の会」に事業継承された。

平成19年4月、精神障害者家族会「泉の会」が「NPO法人いずみの」へ団体名を変更した。

平成25年から普通財産になったことに伴い、市と「NPO法人いずみの」とで賃貸借契約を結び、契約書に「直接貸付物件を精神障害者の福祉的就労の場の用途に供さなければならない」と規定した。

市は、平成9年から令和3年度まで、24年間無償で使用させていた。

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数(来館者数)

市は土地と建物を所有し、貸し付けているだけで、事業を行っていないため、利用者数の把握はしていない。

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額(千円)					751

令和3年度の決算額は、屋根改修工事費、トイレ手洗い器新設工事費、污水管・桝修繕工事費等である。

③ 長寿命化計画(個別施設計画)の進捗状況

長寿命化計画対象外施設である。

④ 利用者への施設情報の提供方法

市は事業を行っていないため、市から情報提供はしていない。NPO法人いずみのホームページでは、同法人の目的として回復途上にある精神障害者に対し、配食サービス事業を通じて地

域社会への参加と地域住民とのコミュニケーションを創出し、もって社会的に自立するための支援を行うとある。配食事業の内容は、「泉野・十一屋校下・その他の近辺」を配達地域として、弁当を一食 510 円で自宅まで届けることである。

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

建設は昭和 41 年 12 月であり、建物は老朽化し、福祉政策課は順次修繕が必要と認識している。視察では、概ね建物の使用状況は良好であることを確認した。



建物入口の石垣



建物正面

施設名称：たけまた友愛の家

施設区分：社会福祉施設

所 管：障害福祉課

(1) 概況

所在地	東原町フ14-2 旧竹又小学校校舎
建設年月	昭和41年1月 事務作業室、体育館 昭和51年11月 体育館用具室 昭和53年7月 プール附属棟 昭和55年8月 物置、ポンプ室 昭和58年11月 多目的室
土地取得費(百万円)	土地台帳に取得金額が記載されていない 土地面積は5,689.61㎡
建物取得費(百万円)	46
運営主体	社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会
建物延床面積(㎡)	896.14
主たる構造	木造
設置目的	旧竹又小学校校舎を全面改修 平成3年に金沢手をつなぐ親の会の精神薄弱者通所更生施設開設に応じるため 施設貸与開始は平成5年4月
設置根拠・貸出根拠	当初は、金沢市学校設置条例 障害者総合支援法第36条 金沢市市有財産条例第8条第1項第1号
設置事業内容	障害者総合支援法に規定する指定障害者福祉サービス(生活介護)

貸付の経緯

運営法人である社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会は、旧竹又小学校の土地及び建物を障害福祉施設等のために利用を希望し、営利目的ではなく、かつ市の福祉行政に寄与している(心身障害者の社会福祉事業を実施するものであり公益性がある)ことから無償貸付とされた。

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数(利用者数) (人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数(定員)	35	35	35	35	35

利用者は、金沢市及び周辺市町村に在住する18歳から65歳未満の障害がある者である。定員割れが生じる可能性に関して、同様の生活介護サービスを提供する事業所が35カ所、定員1,104人と利用希望者数に達していないため、定員割れは発生しないと想定している。

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額(千円)	324	261	220	121	8,673

決算額は、すべて老朽化に伴う工事費であった。平成29年度は引込盤修繕工事、平成30年度は給排水改修工事と非常照明取替工事、令和元年度は外部階段解体撤去工事、令和2年度は非常照明修繕工事、令和3年度は高架台撤去工事、給排水管撤去工事、高架水槽改修工事及び非常灯修繕工事が実施された。

③ 長寿命化計画(個別施設計画)の進捗状況

長寿命化計画対象施設であり、社会福祉施設に分類され、建築年次1965年、物理的耐用年数100年、ストックマネジメント計画に基づく耐用年数経過時期2065年としている。

④ 利用者への施設情報の提供方法はホームページに掲載されている。

運営主体の社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会ホームページ

(<http://www.incl.ne.jp/oyanakai/takemata.html>)

パンフレットには、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を記載している。

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

定期点検、その後の対応など施設の維持管理状況は良好であった。

視察時、社会福祉法人の責任者から施設内の運用状況と敷地の活用状況の説明を受けたが、施設の利用にはバス等の移動や運送手段が必要である。施設は旧竹又小学校の転用であり、随所に修繕による工夫がされており、防寒対策としての二重窓の設置や、雪害対策として除雪機の更新など、今後も必要な投資は想定されるものの、資金的には厳しいとのことであった。



建物正面



建物裏 給排水施設（左斜面は強固な岩盤で施設の安全性は高い）

(総評)

最後に共通する問題点について記載する。

土地の取得費に関して、公会計の固定資産台帳は、時価若しくは備忘価格1円で記録されているものの、公有財産管理システムの土地台帳には、未入力となっている。これは土地の取得に関する履歴が不明なことが主な要因である。公有財産管理システムにおいても、公会計の固定資産台帳に準じる対応が望ましい。

【意見】

公有財産管理システムの土地台帳の金額が未入力となっている箇所がある。固定資産の管理上、取得価額が不明な場合は、その時点で妥当な金額（相続税評価額等）若しくは備忘価格1円を計上し、管理することが望ましい。

普通財産の貸付については、その対応指針としてハンドブックが策定されている。普通財産の貸付契約を更新する際に、将来の利用・事業計画を慎重に検討した上で、その貸付がどの程度行政に資するかについて判断しなければならない。しかし、現状は普通財産に関する管理を効率化する面のみに目が行き、慎重な利用・事業計画が検討されているとは必ずしも言えない。事業内容が例えば、「公民館、町会事業及び体育活動の場」とのみ記載された資料をもって利用計画又は事業計画が妥当かどうかを検討することは、慎重な検討とはいえない。

また、普通財産の使用は行政目的に合致していなければならず、貸付時の利用・事業計画がどの程度達成されたかを確認しなければならない。貸付後の利用実績を把握することが不十分であり、施設の利用者、利用内容、利用頻度などを把握することなく、施設が貸し出されていることは改善しなければならない。

【意見】

普通財産の貸付は、年間の利用計画表で参加人数や使用目的を確認した上で検討を行い、有効に活用されたか利用実績を把握する必要がある。

対象施設名：旧金沢市立上平小学校、元安原中学校体育館、金石銭屋町集会所、ヘルパーステーション（旧広坂消防署泉野出張所）、旧福嶋小学校

長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況についての確認を行ったが、市民利用施設及び庁舎等施設を対象とした金沢市施設別長寿命化計画は、金沢市公共施設等総合管理計画を踏まえ、将来コストの削減を図り、施設の改修・更新を着実に実施していくため、個別施設毎の具体的な方針や取組方策を定める計画として策定されたものである。その計画のなかで、普通財産である元安原中学校体育館、金石銭屋町集会所、たけまた友愛の家は金沢市市有施設ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化を図ることとしており、各施設のストックマネジメント計画に基づく耐用年数経過時期には建替えのための費用を計上している。

普通財産は、行政財産のように行政執行上の手段として直接使用されるものではなく、その経済的価値を保全発揮することにより、間接的に普通公共団体の行政に貢献せしめるものである。また、実際に、普通財産である元安原中学校体育館、金石銭屋町集会所、たけまた友愛の家の更新計画は存在しないため、長寿命化計画に含めることは合理的とは言えない。

【意見】

普通財産の建替えは想定しておらず、実際に更新計画は存在しないため、長寿命化計画に含めることは不合理である。

対象施設名：元安原中学校体育館、金石銭屋町集会所、たけまた友愛の家